

令和5年4月23日執行

清水町議会議員選挙

清水町長選挙

公費負担経費請求の手引

清水町選挙管理委員会

はじめに

この手引は、令和5年4月23日執行の清水町長選挙・清水町議会議員選挙において、選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターの作成に係る経費の公費負担を受ける場合の手続について記述したものです。

目次

第1 公費負担経費の請求手続等	4
1 選挙運動用自動車の使用.....	5
(1) 一般運送契約（ハイヤー）.....	5
(2) その他の契約.....	8
ア 自動車借入れ契約（レンタル）.....	8
イ 燃料供給の契約.....	11
ウ 運転手雇用の契約.....	15
2 選挙運動用ビラの作成.....	18
3 選挙運動用ポスターの作成.....	21
第2 候補者が作成する書類の記載例及び選挙管理委員会が交付する	
参考書類（確認書）	24
1 選挙運動用自動車の使用.....	25
(1) 一般運送契約（ハイヤー）.....	25
(2) その他の契約.....	29
ア 自動車借入れ契約（レンタル）.....	29
イ 燃料供給の契約.....	33
ウ 運転手雇用の契約.....	40
2 選挙運動用ビラの作成.....	44
3 選挙運動用ポスターの作成.....	50
第3 事業者等が作成する書類様式及び記載例	56
第4 契約書の書類様式例	80
第5 公費負担に関するQ & A	88

公費負担の対象と限度額

公費負担の種類		公費負担の対象	公費負担の限度額	
選挙運動用自動車 (1の契約と2の契約はいずれか一つを選択)	1 一般運送契約 (ハイヤー)	選挙運動用自動車として使用された各日の料金の合計金額(同一の日については1台に限る。)	各日について64,500円 (合計上限額:322,500円)	
	2 その他の契約	ア 自動車借入れ契約 (レンタル)	選挙運動用自動車として使用された各日の料金の合計金額(同一の日については1台に限る。)	各日について16,100円 (合計上限額:80,500円)
		イ 燃料供給の契約	選挙運動用自動車に供給した燃料の代金(燃料供給契約を締結した 選挙運動用自動車に供給したものに限る。)	7,700円×選挙運動日数(5日間) (合計上限額:38,500円) ※各日における限度額はありません。
		ウ 運転手雇用の契約	選挙運動用自動車の運転業務に従事した各日について支払う報酬の合計金額(同一の日について1人に限る。)	各日について12,500円 (合計上限額:62,500円)
選挙運動用ビラの作成		町選挙管理委員会に届け出た2種類以内の選挙運動用ビラ(A4以内の規格)の作成費	単価7円73銭×作成枚数 町議会議員選挙 :1,600枚 (合計上限金額:12,368円) 町長選挙 :5,000枚 (合計上限金額:38,650円)	
選挙運動用ポスターの作成		当該候補者を通じ、選挙区内のポスター掲示場の数の枚数の範囲内のポスターの作成費	単価×作成枚数 単価:900円 (合計上限額:56,700円) ※現在のポスター掲示場の数は、63箇所となります。	

(全て税込の金額)

公費負担手続書類一覧表

公費負担の種類		候補者が作成して選挙管理委員会へ提出する書類			事業者等が経費の請求時に選挙管理委員会へ提出する書類				
		契約届出書	契約書の写し	確認申請書	確認書	証明書	請求書	請求内訳書	
選挙運動用自動車	一般運送契約 (ハイヤー)	◎ 様式第1号 (その1)	◎	/	/	○ 様式第4号 (その1)	□ 様式第7号 (その1)	□ 別紙その1	
	その他の契約	自動車借入れ 契約 (レンタル)	◎ 様式第1号 (その1)	◎	/	/	○ 様式第4号 (その1)	□ 様式第7号 (その1)	□ 別紙その2 (甲)
		燃料供給の 契約	◎ 様式第1号 (その1)	◎	◎ 様式第2号 (その1)	■ 様式第3号 (その1)	○※ 様式第4号 (その2)	□ 様式第7号 (その1)	□ 別紙その2 (乙)
		運転手雇用の 契約	◎ 様式第1号 (その1)	◎	/	/	○ 様式第4号 (その3)	□ 様式第7号 (その1)	□ 別紙その2 (丙)
選挙運動用ビラの作成		◎ 様式第1号 (その2)	◎	◎ 様式第2号 (その2)	■ 様式第3号 (その2)	○ 様式第5号	□ 様式第7号 (その2)	□	
選挙運動用ポスターの作成		◎ 様式第1号 (その3)	◎	◎ 様式第2号 (その3)	■ 様式第3号 (その3)	○ 様式第6号	□ 様式第7号 (その3)	□	

【凡例】

- ◎印…**候補者が作成して選挙管理委員会へ提出**する書類
- 印…選挙管理委員会が候補者へ交付したものを、**候補者が事業者等へ交付**し、事業者等が請求時に選挙管理委員会へ提出する書類
- 印…**候補者が作成して事業者等へ交付**し、事業者等が請求時に選挙管理委員会へ提出する書類
- 印…事業者等が作成し、請求時に選挙管理委員会へ提出する書類
- ※印…給油伝票の写しを添付

なお、候補者の方は、公費負担経費請求の届出等に要した書類の写しを保管するようお願いします。

第 1 公費負担経費の請求手続等

1 選挙運動用自動車の使用

(1) 一般運送契約（ハイヤー）

ア 公費負担の対象

一般運送契約（以下「ハイヤー契約」という。）により、選挙運動期間中に選挙運動用自動車として使用した各日について、その使用に要した金額の合計金額が対象となります。

ただし、同一の日において2件以上のハイヤー契約をした場合には、当該候補者が指定するいずれか1件が公費負担の対象となります。

※ 選挙運動用自動車の使用に関して、同一の日にハイヤー契約とその他の契約を締結した場合には、当該候補者が指定するどちらかの契約が公費負担の対象となります。

※ アンプ・スピーカー等のレンタル代、ルーフキャリア、看板等のレンタル代、基本料金以外の免責補償料、任意保険料などの付帯料金などは、公費負担の対象になりません。

また、自動車本体の借入れ代金と放送設備などの自動車本体以外の代金とを合算したパック料金の場合には、車両本体の借入代金とそれ以外の代金とが明示された契約が必要となりますのでご注意ください。

なお、選挙運動期間外の借入代金は公費負担の対象とはなりません。

イ 公費負担の限度額

各日について、**64,500円（合計上限額：322,500円）【税込】**

ウ 請求の手続

(ア) 有償契約の締結

公費負担制度の適用を受けようとする候補者は、その業とする者（以下「事業者」という。）との間において有償契約を締結する必要があります。

契約書については、必ずしも「契約書」という名称のものでなくても構いませんが、候補者の申込意思と事業者の承諾意思とが書面上明示されているもので、次の内容が具備されている必要があります。

- ・ 有償契約であること。
- ・ 契約期間の記載があること。
- ・ 契約金額（内訳金額を含む）の記載があること。
- ・ 車種、登録番号等が記載されていること。
- ・ 契約年月日の記載があること。
- ・ 候補者と一般乗用旅客自動車運送事業者との契約であること。

※ 事業者が使用する既存の契約書様式を使用してください。

(イ) 契約締結の届出…**様式第1号（その1）**

契約を締結した候補者は、立候補届出後に「選挙運動用自動車の使用の契約届出書」により契約書の写しを添えて、町選挙管理委員会（以下「町選管」という。）に届け出る必要があります。

(ロ) 証明書の交付…**様式第4号（その1）**

候補者は、ハイヤー契約による選挙運動用自動車の**使用の実績に基づいて**「選挙運動用自動車使用証明書（自動車）」を作成し、事業者に交付する必要があります。

なお、この証明書は、事業者が町に請求する際に添付する必要がありますので、契約期間終了後、必ず契約事業者に交付してください。

(ハ) 費用の請求

費用の請求は、候補者と契約をした事業者が行います。

候補者は、この冊子に編綴されている次の書類と記載例を契約事業者に渡ししてください。

- ・ 「一般乗用旅客自動車運送事業者の方へ」（P56）
- ・ 「請求書（選挙運動用自動車の使用）」（記載例 P57、別冊様式）
- ・ 「請求内訳書」（記載例 P58、別冊様式）

なお、請求書等の提出は、5月8日（月）までに町選管に行うようご説明願います。

ただし、供託物が没収される候補者と契約をした事業者は、町に対して請求することができませんので、候補者に対して請求するよう事業者へご説

明願います。

(4) 費用の支払

費用については請求のあった事業者に対し町から直接お支払いいたしますが、支払までに相当の日数を要しますので、その旨をあらかじめ契約事業者にご説明願います。

(2) その他の契約

ア 自動車借入れ契約（レンタル）

(7) 公費負担の対象

自動車借入れ契約（以下「レンタル契約」という。）により借り入れた自動車を、選挙運動期間中に選挙運動用自動車として実際に使用した各日について、その使用に要した料金の合計金額が対象となります。

ただし、同一の日において2台以上をレンタル契約により使用する場合には、当該候補者が指定するいずれか1台が公費負担の対象となります。

また、契約の相手方が生計を一にする親族である場合には、**その者が当該契約に係る業務を業として行う者**でなければ、公費負担の対象とはなりませんのでご注意ください。

※ 公費負担の対象は、選挙運動用自動車本体の借入れ金額に限られます。

アンプ・スピーカー等のレンタル代、ルーフキャリア、看板等のレンタル代、基本料金以外の免責補償料、任意保険料などの付帯料金などは、公費負担の対象になりません。

また、自動車本体の借入れ代金と放送設備などの自動車本体以外の代金とを合算したパック料金の場合には、車両本体の借入代金とそれ以外の代金とが明示された契約が必要となりますのでご注意ください。

なお、選挙運動期間外の借入代金は公費負担の対象とはなりません。

(8) 公費負担の限度額

各日について、**16,100円（合計上限額：80,500円）【税込】**

(9) 請求の手続

① 有償契約の締結

公費負担制度の適用を受けようとする候補者は、事業者等との間において有償契約を締結する必要があります。

契約書については、必ずしも「契約書」という名称のものでなくても構いませんが、候補者の申込意思と事業者等の承諾意思とが書面上明示され

ているもので、次の内容が具備されている必要があります。

- ・ 有償契約であること。
- ・ 契約期間の記載があること。
- ・ 契約金額（内訳金額を含む）の記載があること。
- ・ 車種、登録番号等が記載されていること。
- ・ 契約年月日の記載があること。
- ・ 借受人が候補者であること。

※ 自動車レンタカー事業者との契約の場合には、事業者が使用する既存の契約書様式を使用してください。

② 契約締結の届出…様式第1号（その1）

契約を締結した候補者は、立候補届出後に「選挙運動用自動車の使用の契約届出書」により契約書の写しを添えて、町選管に届け出る必要があります。

※自動車借入れ契約のほかに燃料供給契約、運転手雇用の契約をする場合には、1枚の契約届出書にまとめて記載しても差し支えありません。

③ 証明書の交付…様式第4号（その1）

候補者は、レンタル契約による選挙運動用自動車の**使用の実績に基づいて**「選挙運動用自動車使用証明書（自動車）」を作成し、事業者等に交付する必要があります。

なお、この証明書は、事業者等が町に請求する際に添付する必要がありますので、契約期間終了後、必ず契約事業者等に交付してください。

④ 費用の請求

費用の請求は、候補者と契約をした事業者等が行います。

候補者は、この冊子に編綴されている次の書類と記載例を契約事業者等に渡してください。また、レンタカー事業者との契約の場合、当該自動車の料金表を添付するようご説明願います。

- ・ 「選挙運動用自動車の賃貸借契約をされた方へ」（P59）

- ・ 「請求書（選挙運動用自動車の使用）」（記載例 P61、別冊様式）
- ・ 「請求内訳書」（記載例 P62、別冊様式）

なお、請求書等の提出は、5月8日（月）までに町選管に行うようご説明願います。

ただし、供託物が没収される候補者と契約をした事業者は、町に対して請求することができませんので、候補者に対して請求するよう事業者へご説明願います。

⑤ 費用の支払

費用については請求のあった事業者に対し町から直接お支払いいたしますが、支払までに相当の日数を要しますので、その旨をあらかじめ契約事業者にご説明願います。

イ 燃料供給の契約

(7) 公費負担の対象

選挙運動期間中に選挙運動用自動車に供給した燃料の代金につき、一定の金額の範囲内であることについて、選挙管理委員会の確認を受けた金額が対象となります。

また、契約の相手方が生計を一にする親族である場合には、**その者が当該契約に係る業務を業として行う者**でなければ、公費負担の対象とはなりませんのでご注意ください。

※ 公費負担の対象となる自動車は、契約の際に「燃料の供給を受ける自動車」として記載された選挙運動用自動車に限られます。この選挙運動用自動車以外に供給した燃料代が含まれることのないよう十分ご確認ください。

請求の際には給油伝票の写しを添付してください。

(4) 公費負担の限度額

7,700円×選挙運動日数（合計上限額 38,500円）【税込】

(7) 請求の手続

① 有償契約の締結

公費負担制度の適用を受けようとする候補者は、事業者等との間において有償契約を締結する必要があります。

契約書については、必ずしも「契約書」という名称のものでなくても構いませんが、候補者の申込意思と事業者等の承諾意思とが書面上明示されているもので、次の内容が具備されている必要があります。

- ・ 有償契約であること。
- ・ 契約期間の記載があること。
- ・ 契約金額（10あたりの契約単価）の記載があること。

（給油日当日の店頭単価による契約をすることもできます。）

（税込、税抜の別を必ず記入してください。）

- ・ 車種、登録番号等が記載されていること。
- ・ 契約年月日の記載があること。
- ・ 候補者と燃料供給事業者との契約であること。

※ 契約書は、事業者が使用する既存のものがあればその様式を使用してください。

② 契約締結の届出…様式第1号（その1）

契約を締結した候補者は、立候補の届出後に「選挙運動用自動車の使用の契約届出書」により契約書の写しを添えて、町選管に届け出る必要があります。

※ 燃料供給契約のほかに自動車借入れ契約、運転手雇用の契約をする場合には、1枚の契約届出書にまとめて記載しても差し支えありません。

③ 確認申請書の提出…様式第2号（その1）

候補者は、公費負担の対象となる燃料の購入金額を確認するため、「選挙運動用自動車燃料代確認申請書」を町選管に提出する必要があります。

確認申請は、複数の事業者と契約した場合は、事業者ごとに行うこととなります。

なお、申請の際すでに確認済の金額があるときは、前回までの累計を記載する必要がありますので、提出した確認申請書については、必ずコピーを保管してください。

申請は、選挙運動用自動車として契約締結の届出をしたものに限られません。

④ 確認書の交付

町選管は、確認申請金額が公費負担の限度額以内であることを確認した場合には、「選挙運動用自動車燃料代確認書」を交付します。この確認書は、町に代金を請求する際に添付する必要がありますので、交付を受けた候補者は必ず契約事業者に渡してください。

⑤ 給油伝票の受領

⑥の証明書を事業者へ交付する際に、給油伝票の写しが必要です。給油した際には必ず、**給油伝票（燃料供給の日付、4桁以下の自動車登録番号又は車両番号、燃料供給量、燃料供給金額が記載された書面）を、燃料供給事業者から受領し、保管しておいてください。**

※ 4桁以下の自動車登録番号又は車両番号とは、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則（昭和45年運輸省第7号）第13条第1項第4号に規定する4桁以下のアラビア数字（ナンバープレートの番号）又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第36条の17第1項第4号若しくは第36条の18第1項第3号に規定する4桁以下のアラビア数字のことです。

（例：沼津〇〇わ 1234 であれば、「1234」のこと）

※ 給油伝票を紛失した場合は、再発行を依頼してください。

※ 給油伝票に自動車登録番号等が印字できない場合は、事業者が手書きで記入したもので構いません。

⑥ 証明書及び給油伝票の写しの交付…**様式第4号（その2）**

候補者は、選挙運動用自動車の**使用と給油の実績に基づいて**「選挙運動用自動車使用証明書（燃料）」を作成し、事業者に交付する必要があります。

証明書を事業者へ交付する際には、**給油伝票の写しを併せて交付してください。**

この証明書と給油伝票の写しは、事業者が町に代金を請求する際に必要となりますので、必ず契約事業者に交付してください。

⑦ 費用の請求

費用の請求は、候補者と契約をした事業者が行います。

候補者は、この冊子に編綴されている次の書類と記載例を契約事業者等に渡してください。

- ・ 「燃料供給事業者の方へ」（P63）
- ・ 「請求書（選挙運動用自動車の使用）」（記載例 P65、別冊様式）
- ・ 「請求内訳書」（記載例 P66、別冊様式）

なお、請求書等の提出は、5月8日（月）までに町選管に行うようご説

明願います。

ただし、供託物が没収される候補者と契約をした事業者は、町に対して請求することができませんので、候補者に対して請求するよう事業者へご説明願います。

⑧ 費用の支払

費用については請求のあった事業者に対し町から直接お支払いいたしますが、支払までに相当の日数を要しますので、その旨をあらかじめ契約事業者にご説明願います。

ウ 運転手雇用の契約

(7) 公費負担の対象

選挙運動用自動車の運転手が、運転業務に従事した各日につき支払うべき報酬の合計金額が対象となります。

ただし、同一の日において2人以上の運転手が雇用される場合は、当該候補者が指定するいずれか1人の運転手が公費負担の対象となります。

また、契約の相手方が生計を一にする親族である場合には、**その者が当該契約に係る業務を業として行う者**でなければ、公費負担の対象とはなりませんのでご注意ください。

**※ 公費負担の対象となるのは、運転手個人と契約したものに限られます。
法人又は個人事業者との契約は対象となりません。**

(4) 公費負担の限度額

各日について、**12,500円（合計上限額 62,500円）【税込】**

(5) 請求の手続

① 有償契約の締結

公費負担制度の適用を受けようとする候補者は、契約の相手方との間において有償契約を締結する必要があります。

契約書については、必ずしも「契約書」という名称のものでなくても構いませんが、候補者の申込意思と事業者等の承諾意思とが書面上明示されているもので、次の内容が具備されている必要があります。

- ・ 有償契約であること。
- ・ 契約期間（始終業時間を含む）の記載があること。
- ・ 契約金額の記載があること。
- ・ 車種、登録番号等が記載されていること。
- ・ 契約年月日の記載があること。
- ・ 候補者と運転手個人との契約であること。

② 契約締結の届出…様式第1号（その1）

契約を締結した候補者は、立候補の届出後に「選挙運動用自動車の使用の契約届出書」により契約書の写しを添えて、町選管に届け出る必要があります。

※ 運転手雇用の契約のほかに自動車借入れ契約、燃料供給契約をする場合には、1枚の契約届出書にまとめて記載しても差し支えありません。

③ 証明書の交付…様式第4号（その3）

候補者は、運転手雇用の契約による選挙運動用自動車の**使用の実績に基づいて**「選挙運動用自動車使用証明書（運転手）」を作成し、契約の相手方に交付する必要があります。

なお、この証明書は、契約の相手方が町に請求する際に添付する必要がありますので、契約期間終了後、必ず契約の相手方に交付してください。

④ 費用の請求

費用の請求は、候補者と契約をされた相手方が行います。

候補者は、この冊子に編綴されている次の書類と記載例を契約の相手方に渡してください。

- ・ 「選挙運動用自動車の運転手雇用の契約をされた方へ」（P67）
- ・ 「請求書（選挙運動用自動車の使用）」（記載例 P69、別冊様式）
- ・ 「請求内訳書」（記載例 P70、別冊様式）

なお、請求書等の提出は、5月8日（月）までに町選管に行うようご説明願います。

ただし、供託物が没収される候補者と契約をした事業者は、町に対して請求することができませんので、候補者に対して請求するよう事業者へご説明願います。

⑤ 費用の支払

費用については請求のあった事業者に対し町から直接お支払いいたしますが、支払までに相当の日数を要しますので、その旨をあらかじめ契約事

業者にご説明願います。

2 選挙運動用ビラの作成

(1) 公費負担の対象

町選管に届け出た **2種類以内の選挙運動用ビラ（A4以内）** の作成費用が対象となります。ただし、(2)に示す限度額までが公費負担の対象となります。

※ 公費負担の請求ができるのは、選挙運動用ビラの作成に要した費用に限られます。選挙運動用ビラの作成以外の費用が含まれることのないよう十分ご確認ください。

(2) 公費負担の限度額

町議会議員選挙限度額：単価×作成枚数（合計上限額 12,368 円）【税込】

町長選挙限度額：単価×作成枚数（合計上限額 38,650 円）【税込】

単価及び作成枚数のそれぞれに上限があります。

ア 単価

7 円 73 銭

イ 作成枚数

町議会議員選挙 1,600 枚以内

町長選挙 5,000 枚以内

(3) 請求の手続

ア 有償契約の締結

公費負担制度の適用を受けようとする候補者は、契約の相手方との間において有償契約を締結する必要があります。

契約書については、必ずしも「契約書」という名称のものでなくても構いませんが、候補者の申込意思と事業者等の承諾意思とが書面上明示されているもので、次の内容が具備されている必要があります。

- ・ 有償契約であること。
- ・ 納入期限の記載があること。
- ・ 契約金額（単価の記載を含む）の記載があること。

- ・ 品名、規格、作成枚数の記載があること。
- ・ 契約年月日の記載があること。
- ・ 候補者とビラ作成事業者との契約であること。

※ 契約書は、事業者が使用する既存のものがあればその様式を使用してください。

イ 契約締結の届出…**様式第1号（その2）**

契約を締結した候補者は、立候補届出後に「選挙運動用ビラ作成契約届出書」により契約書の写しを添えて、町選管に届け出る必要があります。

ウ 確認申請書の提出…**様式第2号（その2）**

候補者は、公費負担の対象となるビラの作成枚数を確認するため、「選挙運動用ビラ作成枚数確認申請書」を町選管に提出する必要があります。確認申請は、複数の事業者と契約した場合は、事業者ごとに行うことになります。

なお、申請の際すでに確認済の枚数があるときは、前回までの累計を記載する必要がありますので、提出した確認申請書については、必ずコピーを保管してください。

確認申請書の提出は、契約締結の届出の際に提出してください。

申請は、選挙運動用ビラとして契約締結の届出をしたものに限られます。

エ 確認書の交付

町選管は、確認申請枚数が公費負担の対象となる枚数であることを確認した場合は、「選挙運動用ビラ作成枚数確認書」を交付します。この確認書は、町選管に代金を請求する際に添付する必要がありますので、交付を受けた候補者は必ず契約事業者に渡してください。

オ 証明書の交付…**様式第5号**

候補者は、**選挙運動用ビラの作成実績に基づいて**「選挙運動用ビラ作成証明書」を作成し、事業者に交付する必要があります。

なお、この証明書は、事業者が町選管に請求する際に添付する必要があります。

すので、選挙運動用ビラの作成後、必ず契約事業者に交付してください。

カ 費用の請求

費用の請求は、候補者と契約をした事業者が行います。

候補者は、この冊子に編綴されている次の書類と記載例を契約事業者に渡してください。

- ・ 「選挙運動用ビラを作成された事業者の方へ」(P71)
- ・ 「請求書(選挙運動用ビラの作成)」(記入例 P73、別冊様式)
- ・ 「請求内訳書」(記入例 P74、別冊様式)

なお、請求書等の提出は、5月8日(月)までに町選管に行うようご説明願います。

ただし、供託物が没収される候補者と契約をした事業者は、町に対して請求することができませんので、候補者に対して請求するよう事業者へご説明願います。

キ 費用の支払

費用については、請求のあった事業者に対し町から直接お支払いいたしますが、支払までに相当の日数を要しますので、その旨をあらかじめ契約事業者にご説明願います。

3 選挙運動用ポスターの作成

(1) 公費負担の対象

ポスター掲示場に掲示する選挙運動用ポスター（42 cm×30 cm以内）の作成費用が対象となります。

ただし、上記ポスターの合計作成枚数がポスター掲示場の数を超える場合は、ポスター掲示場の数までが公費負担の対象となります。

※ 公費負担で請求できるのは、ポスター掲示場に掲示する選挙運動用ポスターの作成に要した費用に限られます。選挙運動用ポスター作成以外の費用が含まれることのないよう十分ご確認ください。

(2) 公費負担の限度額

限度額：900円×作成枚数（合計上限金額56,700円）【税込】

※ 作成枚数は、ポスター掲示場数（清水町は63箇所）以内

(3) 請求の手続

ア 有償契約の締結

公費負担制度の適用を受けようとする候補者は、契約の相手方との間において有償契約を締結する必要があります。

契約書については、必ずしも「契約書」という名称のものでなくても構いませんが、候補者の申込意思と事業者等の承諾意思とが書面上明示されているもので、次の内容が具備されている必要があります。

- ・ 有償契約であること。
- ・ 納入期限の記載があること。
- ・ 契約金額（単価の記載を含む）の記載があること。
- ・ 品名、規格、作成枚数の記載があること。
- ・ 契約年月日の記載があること。
- ・ 候補者とポスター作成事業者との契約であること。

※ 契約書は、事業者が使用する既存のものがあればその様式を使用してください。

イ 契約締結の届出…様式第1号(その3)

契約を締結した候補者は、立候補届出後に「選挙運動用ポスター作成契約届出書」により契約書の写しを添えて、町選管に届け出る必要があります。

ウ 確認申請書の提出…様式第2号(その3)

候補者は、公費負担の対象となるポスターの作成枚数を確認するため、「選挙運動用ポスター作成枚数確認申請書」を町選管に提出する必要があります。確認申請は、複数の事業者と契約した場合は、事業者ごとに行うことになります。

なお、申請の際すでに確認済の枚数があるときは、前回までの累計を記載する必要がありますので、提出した確認申請書については、必ずコピーを保管してください。

確認申請書の提出は、契約締結の届出の際に提出してください。

申請は、選挙運動用ポスターとして契約締結の届出をしたものに限られます。

エ 確認書の交付

町選管は、確認申請枚数が公費負担の対象となる枚数であることを確認した場合は、「選挙運動用ポスター作成枚数確認書」を交付します。この確認書は、町選管に代金を請求する際に添付する必要がありますので、交付を受けた候補者は必ず契約事業者に渡してください。

オ 証明書の交付…様式第6号

候補者は、選挙運動用ポスターの**作成実績に基づいて**「選挙運動用ポスター作成証明書」を作成し、事業者に交付する必要があります。

なお、この証明書は、事業者が町選管に請求する際に添付する必要がありますので、選挙運動用ポスターの作成後、必ず契約事業者に交付してください。

カ 費用の請求

費用の請求は、候補者と契約をした事業者が行います。

候補者は、この冊子に編綴されている次の書類と記載例を契約事業者に渡してください。

- ・ 「選挙運動用ポスターを作成された事業者の方へ」(P75)
- ・ 「請求書(選挙運動用ポスターの作成)」(記載例 P77、別冊様式)
- ・ 「請求内訳書」(記載例 P78、別冊様式)

なお、請求書等の提出は、5月8日(月)までに町選管に行うようご説明願います。

ただし、供託物が没収される候補者と契約をした事業者は、町に対して請求することができませんので、候補者に対して請求するよう事業者へご説明願います。

キ 費用の支払

費用については、請求のあった事業者に対し町から直接お支払いいたしますが、支払までに相当の日数を要しますので、その旨をあらかじめ契約事業者にご説明願います。

**第 2 候補者が作成する書類の記載例及び
選挙管理委員会が交付する参考書類
(確認書)**

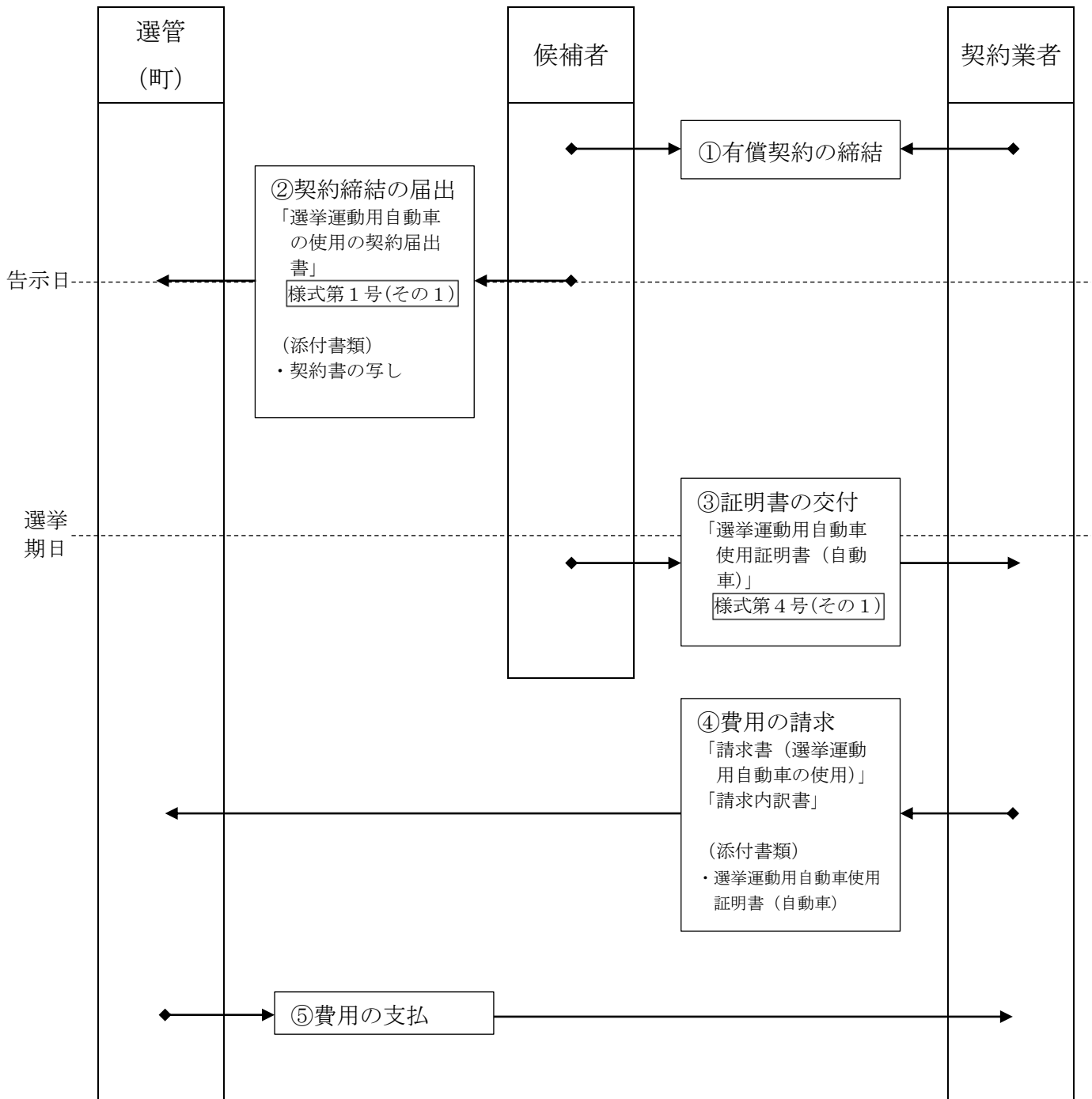
1 選挙運動用自動車の使用

(1) 一般運送契約（ハイヤー）

- ・ 選挙運動用自動車の使用の契約届出書…様式第1号(その1)
- ・ 選挙運動用自動車使用証明書（自動車）…様式第4号(その1)

※ 書類の訂正は、捨印又は二重線で訂正印により行ってください。
(押印に代えて署名による訂正もできます。)
(修正液、修正テープ等による訂正はできません。)

【一般運送契約（ハイヤー）公費負担手続図】



【ハイヤー契約届出書・記載例】

様式第1号（その1）（第1条関係）

選挙運動用自動車の使用の契約届出書

告示日以降、最初の使用日以前の日付

〇〇年 〇月〇〇日

清水町選挙管理委員会委員長 様

〇〇年 〇月〇〇日執行

清水町議会議員（清水町長）選挙

候補者氏名 〇〇 〇〇

番号の1に〇を付けてください。

次の選挙運動用自動車の使用の契約を締結し

戸籍名か通称名のどちらか一方に統一して記載してください。
なお、通称名の場合は戸籍名をカッコ書きで併記してください。

1 一般乗用旅客自動車運送事業者との契約による場合

契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契約内容		備考
		運送契約期間	運送契約金額	
〇年〇月〇日	清水町〇〇 △△-△△ (株)△△自動車 代表取締役 △△△△	〇〇年〇月〇〇日 ~〇月〇〇日	280,000 円	
年 月 日			円	

実際の契約期間を記載してください。

2 1に掲げる場合以外の場合

項目 区分	契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契約内容		備考
			借入期間等	契約金額	
自動車の借入れ	年 月 日			円	
	年 月 日			円	
燃料代	年 月 日		燃料の供給を受ける自動車の登録番号	円	10単価 円
	年 月 日		燃料の供給を受ける自動車の登録番号	円	10単価 円
運転手の雇用	年 月 日			円	日額 円
	年 月 日			円	日額 円

備考

- 1 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。
- 2 の「契約内容」欄の「借入期間等」には、「自動車の借入れ」にあっては借入期間を、「燃料代」にあっては燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を、「運転手の雇用」にあっては雇用期間を記入してください。
- 3 「燃料代」にあっては、単価契約を締結した場合には、「備考」に契約単価を記載してください。（なお、2の「契約内容」欄の「契約金額」には、契約の見込額を記載して差し支えありません。）
- 4 候補者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

【ハイヤー契約届出書・記載例】

様式第4号（その1）（第4条関係）

選挙運動用自動車使用証明書（自動車）

最終使用日以降の日付

次の日付より選挙運動用自動車を使用したものであることを証明します。

〇〇年 〇月〇〇日

〇〇年 〇月〇〇日執行

戸籍名か通称名のどちらか一方に統一して記載してください。

なお、通称名の場合は、戸籍名をカッコ書きで併記してください。

清水町議会議員（清水町長）選挙

候補者氏名 〇〇 〇〇

番号の1に〇を付けてください。

運送等契約区分 （該当する番号に〇を してください。）	1	一般乗用旅客自動車運送事業 者との運送契約による場合	2	左に掲げる場合以外の場合
運送事業者等の氏名又は名称及び住所並 びに法人にあってはその代表者の氏名		清水町〇〇 △△-△△ (株)△△自動車 代表取締役 △△△△		
車種及び自動車登録 番号又は車両番号	運送等年月日	運送等金額	備考	
〇〇ワゴン 沼津〇〇 わ 〇〇〇〇	〇〇年 〇月〇〇日	56,000 円		
〇〇ワゴン 沼津〇〇 わ 〇〇〇〇	〇〇年 〇月〇〇日	56,000 円		
〇〇ワゴン 沼津〇〇 わ 〇〇〇〇	〇〇年 〇月〇〇日	56,000 円		
〇〇ワゴン 沼津〇〇 わ 〇〇〇〇	〇〇年 〇月〇〇日	56,000 円		
〇〇ワゴン 沼津〇〇 わ 〇〇〇〇	〇〇年 〇月〇〇日	56,000 円		

備考

- この証明書は、使用した候補者から運送事業者等に提出して、選挙運動用自動車として実際に使用した年月日と金額を記載してください。
- 運送事業者等が清水町に支払を請求してください。
- この証明書を発行した候補者について、供託物が収められた場合には、運送事業者等は、清水町に支払を請求することはできません。
- 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約（「運送等契約区分」欄の1）とそれ以外の契約（「運送等契約区分」欄の2）とのいずれかが締結された場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する一の契約に限られていますので、その指定をした一の契約のみについて記載してください。
- 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約又はそれ以外の契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用されている場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する1台に限られていますので、その指定をした1台のみについて記載してください。
- 4の場合には、候補者の指定した契約以外の契約及び5の場合には、候補者の指定した選挙運動用自動車以外の選挙運動用自動車については、清水町に支払を請求することはできません。

1 選挙運動用自動車の使用

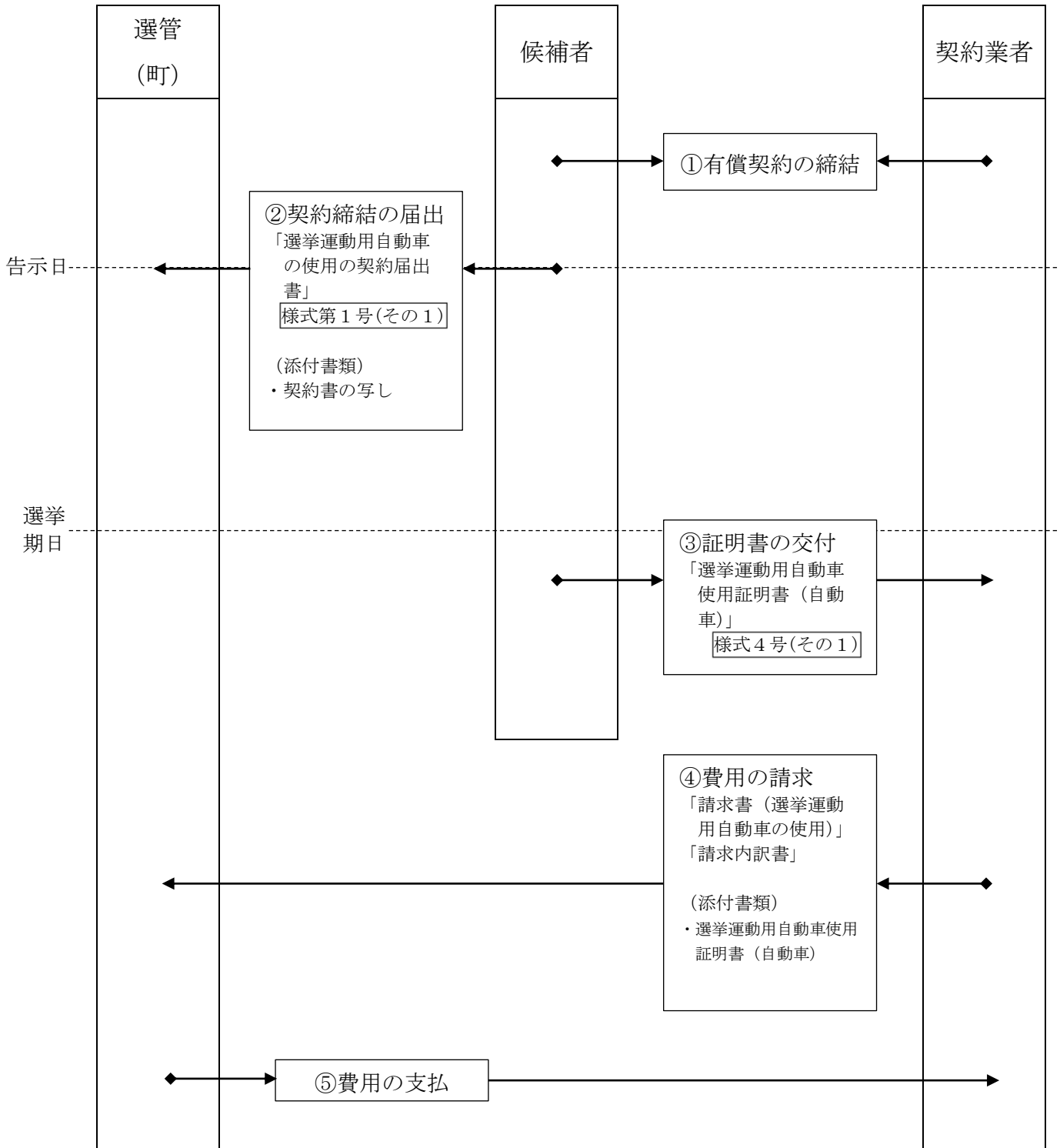
(2) その他の契約

ア 自動車借入れ契約（レンタル）

- ・ 選挙運動用自動車の使用の契約届出書…様式第1号(その1)
- ・ 選挙運動用自動車使用証明書（自動車）…様式第4号(その1)

※ 書類の訂正は、捨印又は二重線で訂正印により行ってください。
(押印に代えて署名による訂正もできます。)
(修正液、修正テープ等による訂正はできません。)

【自動車借入れ契約（レンタル）公費負担手続図】



【レンタル契約届出書・記載例】

様式第1号（その1）（第1条関係）

選挙運動用自動車の使用の契約届出書

告示日以降、最初の使用日以前の日付

〇〇年 〇月〇〇日

清水町選挙管理委員会委員長 様

〇〇年 〇月〇〇日執行

清水町議会議員（清水町長）選挙

候補者氏名 〇〇 〇〇

次のとおり選挙運動用自動車の使用の契約を締結し

戸籍名か通称名のどちらか一方に統一して記載してください。
なお、通称名の場合は戸籍名をカッコ書きで併記してください。

1 一般乗用旅客自動車運送事業者との契約による場合

契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契約内容		備考
		運送契約期間	運送契約金額	
年			円	
			円	

番号の2に〇を付けてください。

選挙運動期間に限らず、実際に契約をした借入期間を記載してください。

2 1に掲げる場合以外

区分	項目	契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	借入期間等	契約金額	
					円	円
自動車の借入れ		〇年〇月〇日	清水町〇〇 △△-△△ 株式会社△△自動車 代表取締役 △△△△	〇〇年 〇月〇〇日～ 〇月〇〇日 ※11日間	103,950 円	
		年 月 日			9,450 円/日	
燃料代		年 月 日		燃料の供給を受ける自動車の登録番号	円	10単価 円
	運転手の雇用					

契約金額とその内訳を記載してください。（税込）

選挙運動用自動車本体のみの借入れ金額を記載してください。
アンプ、スピーカー、ルーフキャリア、看板等のレンタル代など自動車本体の借入れ金額以外の費用を含めて記載しないでください。
自動車本体の借入れ金額と看板、放送設備などの借入れ金額とを合算したパック料金の場合には、車両本体の借入れ金額とそれ以外の金額とが明示された契約が必要になります。

備考

- 1 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。
- 2 の「契約内容」欄の「借入期間等」には、「自動車の借入れ」にあっては借入期間を、「燃料代」にあっては燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を、「運転手の雇用」にあっては雇用期間を記入してください。
- 3 「燃料代」にあっては、単価契約を締結した場合には、「備考」に契約単価を記載してください。（なお、2の「契約内容」欄の「契約金額」には、契約の見込額を記載して差し支えありません。）
- 4 候補者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

【レンタル証明書・記載例】

様式第4号（その1）（第4条関係）

選挙運動用自動車使用証明書（自動車）

次のとおり選挙運動用自動車を使用したものであることを証明します。

最終使用日以降の日付

〇〇年 〇月〇〇日

戸籍名か通称名のどちらか一方に統一して記載してください。

なお、通称名の場合は、戸籍名をカッコ書きで併記してください。

〇〇年 〇月〇〇日執行

清水町議会議員（清水町長）選挙

候補者 氏名 〇〇 〇〇

番号の2に〇を付けてください。

運送等契約区分 (該当する番号に〇をしてください。)	1	一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約による場合	2	左に掲げる場合以外の場合
運送事業者等の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	清水町〇〇 △△-△△ 株△△自動車 代表取締役 △△△△			
車種及び自動車登録番号又は車両番号	運送等年月日	運送等金額	備考	
〇〇ワゴン 沼津〇〇〇 わ 〇〇〇〇	〇〇年 〇月〇〇日	9,450 円		
〇〇ワゴン 沼津〇〇〇 わ 〇〇〇〇	〇〇年 〇月〇〇日	9,450 円		
〇〇ワゴン 沼津〇〇〇 わ 〇〇〇〇	〇〇年 〇月〇〇日	9,450 円		
〇〇ワゴン 沼津〇〇〇 わ 〇〇〇〇	〇〇年 〇月〇〇日	9,450 円		
〇〇ワゴン 沼津〇〇〇 わ 〇〇〇〇	〇〇年 〇月〇〇日	9,450 円		

備考

選挙運動期間中に選挙運動用自動車として実際に使用した年月日を記載してください。

選挙運動用自動車本体のみの借入れ金額（税込）を日ごとに記載してください。

清水町に支払を請求することはできません。

- 4 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約（「運送等契約区分」欄の1）とそれ以外の契約（「運送等契約区分」欄の2）とのいずれもが締結された場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する一の契約に限られていますので、その指定をした一の契約のみについて記載してください。
- 5 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約又はそれ以外の契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用されている場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する1台に限られていますので、その指定をした1台のみについて記載してください。
- 6 4の場合には、候補者の指定した契約以外の契約及び5の場合には、候補者の指定した選挙運動用自動車以外の選挙運動用自動車については、清水町に支払を請求することはできません。

1 選挙運動用自動車の使用

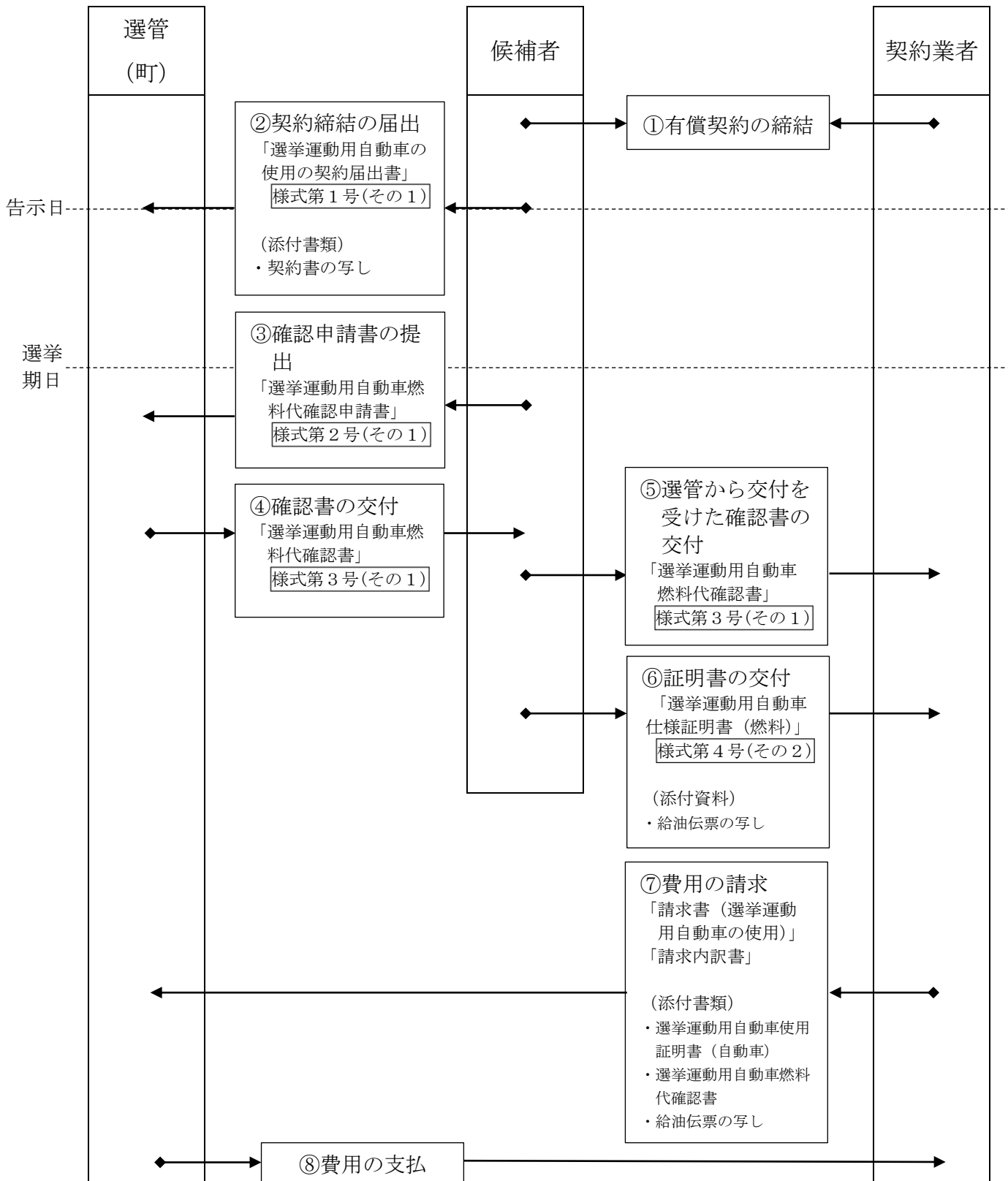
(2) その他の契約

イ 燃料供給の契約

- 選挙運動用自動車の使用の契約届出書…様式第1号(その1)
- 選挙運動用自動車燃料代確認申請書…様式第2号(その1)
- (参考) 選挙運動用自動車燃料代確認書
- 選挙運動用自動車使用証明書(燃料) …様式第4号(その2)

※ 書類の訂正は、捨印又は二重線で訂正印により行ってください。
(押印に代えて署名による訂正もできます。)
(修正液、修正テープ等による訂正はできません。)

【燃料供給の契約公費負担手続図】



【燃料契約届出書・記載例】

様式第1号（その1）（第1条関係）

選挙運動用自動車の使用の契約届出書

告示日以降、最初の使用日以前の日

〇〇年 〇月〇〇日

清水町選挙管理委員会委員長 様

〇〇年 〇月〇〇日執行

清水町議会議員（清水町長）選挙

候補者氏名 〇〇 〇〇

次のとおり選挙運動用自動車の使用の契約を締結し

戸籍名か通称名のどちらか一方に統一して記載してください。
 なお、通称名の場合は戸籍名をカッコ書きで併記してください。

1 一般乗用旅客自動車運送事業者との契約による場合

契約年月日 年 月 日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契約内容		備考
		運送契約期間	運送契約金額 円	
			円	
			円	

番号の2に〇を付けてください。

2 1に掲げる場合以外の場合

区分	項目	契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契約内容		備考
				借入期間等	契約金額	
自動車の借入れ		年 月 日				
		年 月 日				
燃料代		〇〇年〇月〇日	清水町〇〇 △△-△△ (有)△△石油 代表取締役 △△△△	燃料の供給を受ける自動車の登録番号 沼津〇〇わ〇〇〇〇	1ℓ当たり 187 円 (税込)	1ℓ単価 187 円
				燃料の供給を受ける自動車の登録番号	円	
運転手雇用						円
						円

契約単価が確定していれば、その単価を記載してください。

・ 燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号を記載してください。
 ・ 請求できるのは、当該選挙運動用自動車へ供給したものに限られています。

税込、税抜の別を記載してください。

備考

- 1 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。
- 2 の「契約内容」欄の「借入期間等」には、「自動車の借入れ」にあっては借入期間を、「燃料代」にあっては燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を、「運転手の雇用」にあっては雇用期間を記入してください。
- 3 「燃料代」にあっては、単価契約を締結した場合には、「備考」に契約単価を記載してください。（なお、2の「契約内容」欄の「契約金額」には、契約の見込額を記載して差し支えありません。）
- 4 候補者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

【燃料確認申請書・記載例】

様式第2号（その1）（第2条関係）

最終給油日以降の日付

選挙運動用自動車燃料代確認申請書

〇〇年 〇月〇〇日

清水町選挙管理委員会委員長 様

〇〇年 〇月〇〇日執行

戸籍名か通称名のどちらか一方に統一して記載してください。
 なお、通称名の場合は戸籍名をカッコ書きで併記してください。

清水町議会議員（清水町長）選挙

候補者氏名 〇〇 〇〇

次の選挙運動用自動車燃料代につき、清水町議会議員及び清水町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第4条第2号イの規定による確認を受けたいので申請します。

1 契約年月日 〇〇年〇〇月〇〇日

- ・ 契約届出書に記載された「燃料の供給を受ける自動車の登録番号」を記載してください。
- ・ 申請できるのは、当該選挙運動用自動車へ供給したものに限られます。

2 契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに住所を有する者にあつてはその代表者の氏名

清水町〇〇 △△-△△ (有)△△石油株式会社取締役 △△△△

3 燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号

沼津〇〇〇 わ 〇〇〇〇

4 確認申請金額 18,700 円

申請が1回目の場合は0円となります。

区分	購入金額	左のうち確認済み又は確認申請金額
前回までの累積金額 (a)	0 円	0 円
今回の購入金額 (b)	18,700 円	18,700 円
燃料代計 (a) + (b)	18,700 円	18,700 円
備考		

購入金額のうち確認申請をする金額（公費負担を受ける金額）を記載します。（限度額以内に限りません。）

備考

- この申請書は、燃料の購入金額を記載してください。
- この申請書は、選挙運動用自動車の燃料代について公費負担の対象となる金額を記載していただくものです。
- 「燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。
- 「前回までの累計金額」には、他の燃料供給業者から購入した金額を含めて記載してください。
- 候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

様式第3号（その1）（第2条関係）

町選挙管理委員会が作成する書類です。
確認申請ごとに発行されます。
候補者から事業者へ必ず渡してください。

確認番号〇〇

選挙運動用自動車燃料代確認書

清水町議会議員及び清水町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第4条第2号イの規定に基づき、次の選挙運動用自動車燃料代は、同号イに定める金額の範囲内であることを確認する。

〇〇年〇〇月〇〇日

清水町選挙管理委員会
委員長

印

- 1 〇〇年〇〇月〇〇日執行 **清水町議会議員（清水町長）** 選挙
- 2 候補者の氏名 〇〇 〇〇
- 3 燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号
沼津 〇〇〇 わ 〇〇〇〇
- 4 確認金額 **18,700** 円

購入金額の累計ではなく、確認申請金額のうち選挙管理委員会において確認された金額が記載されます。

備考

- 1 この確認書は、燃料代について確認を受けた候補者から燃料供給業者に提出してください。
- 2 この確認書を受領した燃料供給業者は、公費の支払の請求をする場合には、選挙運動用自動車使用証明書（燃料）とともに当該確認書を請求書に添付してください。なお、公費の支払の請求ができるのは、この確認書に記載された選挙運動用自動車への燃料の供給に限られています。
- 3 この確認書に記載された候補者について供託物を没収された場合には、燃料供給業者は、清水町に支払を請求することはできません。

【燃料確認証明書・記載例】

様式第4号（その2）（第4条関係）

選挙運動用自動車使用証明書（燃料）

給油の都度、必ず給油伝票を受け取り、この証明書に給油伝票の写しを添付してください。

次のとおり燃料を使用したものであることを証明します。

最終給油日以降の日付

〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇年 〇月〇〇日執行

清水町議会議員（清水町長）選挙

候補者氏名 〇〇 〇〇

戸籍名か通称名のどちらか一方に統一して記載してください。
 なお、通称名の場合は、戸籍名をカッコ書きで併記してください。

記

運送事業者等の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名		清水町〇〇 △△-△△ (有)△△石油 代表取締役 △△△△		
燃料供給日	燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号	燃料供給量	燃料供給金額	備考
〇〇年〇月〇〇日	沼津〇〇〇 わ 〇〇〇〇	60.0 ℓ	11,220 円	単価 187 円
〇〇年〇月〇〇日	沼津〇〇〇 わ 〇〇〇〇	40.0 ℓ	7,480 円	単価 187 円
年 月 日		ℓ	円	※税込単価
年 月 日			円	

選挙運動期間中に限られます。

燃料の供給を受けられる自動車は、契約届出書に記載された選挙運動用自動車に限られます。
 他の自動車に供給を受けたものと混同して記載しないように注意してください。

燃料の供給ごとに、実際に供給を受けた供給量及び金額を正確に記載してください。
 備考欄には、給油日ごとの1ℓ当たりの単価と、税込・税別の別を必ず記載してください。

- 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。
- 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄、「燃料供給量」欄及び「燃料供給金額」欄は、燃料の供給を受けた日ごとに記載してください。
- 燃料供給業者が清水町に支払を請求するときは、この証明書及び給油伝票の写しを請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、燃料供給業者は、清水町に支払を請求することはできません。
- 公費負担の限度額は、候補者から燃料供給業者に提出された確認書に記載された金額までです。

公費負担請求に必要な給油伝票の例

【例1】

給油伝票を受け取ったときは、記載漏れがないか必ず確認してください。

納品書

燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車番号の記載
※ 登録番号の記載がない場合、事業者が手書きで記載

〇〇 〇〇 様

供給年月日の記載

〒411-0000
清水町〇〇 △△-△△
TEL 〇〇〇-〇〇〇〇

商品名	数量	単価	金額
レギュラーガソリン	60.0 ℓ	187 円	11,220 円

日付 〇〇.〇〇.〇〇 登録番号 沼津〇〇〇わ〇〇〇〇

燃料供給量の記載

燃料供給金額の記載

【例2】

納品書

〇〇年〇月〇日

売上

〇〇 〇〇 様

登録番号

沼津〇〇〇わ〇〇〇〇

レギュラーガソリン

60.0 ℓ

@187 ¥11,220

合 計 ¥11,220

有限会社△△石油

清水町〇〇 △△-△△

TEL 〇〇〇-〇〇〇〇

供給年月日の記載

燃料供給量の記載

燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車番号の記載
※ 登録番号の記載がない場合、事業者が手書きで記載

燃料供給金額の記載

1 選挙運動用自動車の使用

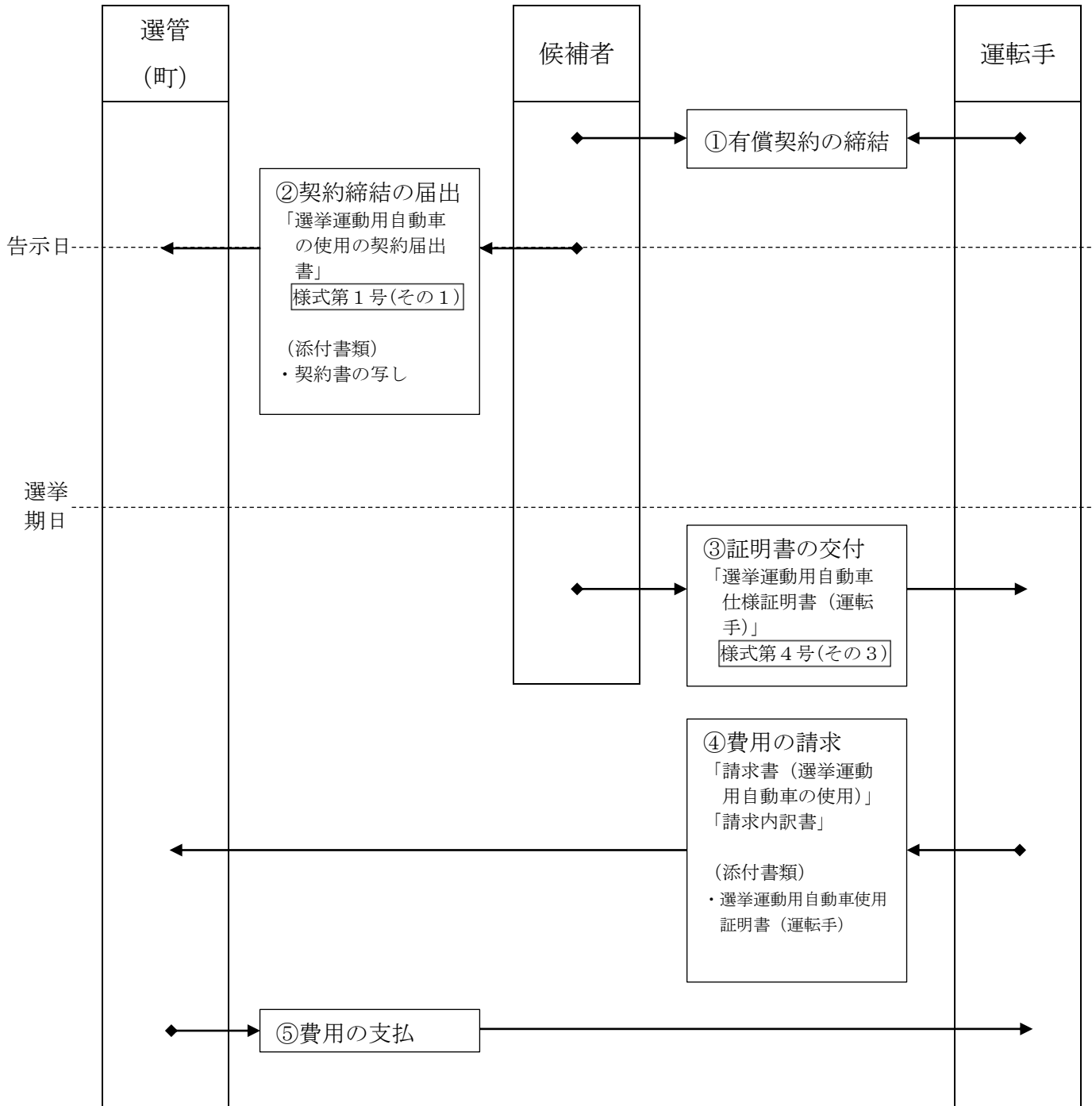
(2) その他の契約

ウ 運転手雇用の契約

- ・ 選挙運動用自動車の使用の契約届出書…様式第1号(その1)
- ・ 選挙運動用自動車使用証明書(運転手)…様式第4号(その3)

※ 書類の訂正は、捨印または二重線で訂正印により行ってください。
(押印に代えて署名による訂正もできます。)
(修正液、修正テープ等による訂正はできません。)

【運転手雇用の契約公費負担手続図】



【運転手契約届出書・記載例】

様式第1号（その1）（第1条関係）

告示日以降、最初の使用日以前の日付

選挙運動用自動車の使用の契約届出書

〇〇年 〇月〇〇日

清水町選挙管理委員会委員長 様

〇〇年 〇月〇〇日執行

清水町議会議員（清水町長）選挙

候補者氏名 〇〇 〇〇

戸籍名か通称名のどちらか一方に統一して記載してください。
 なお、通称名の場合は戸籍名をカッコ書きで併記してください。

次のとおり選挙運動用自動車の使用の契約を締結したので届け出ます。

1 一般乗用旅客自動車運送事業者との契約による場合

契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契約内容		備考
		運送契約期間	運送契約金額	
			円	
			円	

番号の2に〇を付けてください。

2 1に掲げる場合以外の場合

項目 区分	契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契約内容		備考
			借入期間等	契約金額	
自動車の	年 月 日			円	
				円	
燃料代	年 月 日		燃料の供給を受ける自動車の登録番号	円	10単価 円
			燃料の供給を受ける自動車の登録番号	円	10単価 円
運転手の雇用	〇〇年〇月〇〇日	清水町〇〇 △△-△△ △△ △△	〇〇年〇月〇〇日 ~ 〇月〇〇日	47,500 円	日額 9,500 円
	年 月 日				

選挙運動用自動車を実際に運転する運転手個人と契約してください。**法人又は個人事業主との契約は対象となりません**ので注意してください。

実際の契約した金額を記載してください。

備考

- 1 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。
- 2 2の「契約内容」欄の「借入期間等」には、「自動車の借入れ」にあっては借入期間を、「燃料代」にあっては燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を、「運転手の雇用」にあっては雇用期間を記入してください。
- 3 「燃料代」にあっては、単価契約を締結した場合には、「備考」に契約単価を記載してください。（なお、2の「契約内容」欄の「契約金額」には、契約の見込額を記載して差し支えありません。）
- 4 候補者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

【運転手契約届出書・記載例】

様式第4号（その3）（第4条関係）

選挙運動用自動車使用証明書（運転手）

最終雇用日以降の日付を使用したものであることを証明します。

〇〇年 〇月〇〇日

〇〇年 〇月〇〇日執行

戸籍名か通称名のどちらか一方に統一して記載してください。
なお、通称名の場合は戸籍名をカッコ書きで併記してください。

清水町議会議員（清水町長）選挙

候補者氏名 〇〇 〇〇

記

運転手の氏名及び住所	住所 清水町〇〇 △△-△△	
	氏名 △△ △△	
雇用年月日	報酬の額	備考
〇〇年 〇月〇〇日	9,500 円	
〇〇年 〇月〇〇日	9,500 円	
〇〇年 〇月〇〇日	9,500 円	
〇〇年 〇月〇〇日	9,500 円	
〇〇年 〇月〇〇日	9,500 円	

備考

- この証明書は、使用の実績に基づき提出してください。
- 運転手が清水町に支払を請求する場合は、この証明書を提出してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、運転手は、清水町に支払を請求することはできません。
- 同一の日において2人以上の選挙運動用自動車の運転手が雇用された場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する1人に限られていますので、その指定をした1人のみについて記載してください。
- 候補者の指定した運転手以外の運転手は、清水町に支払を請求することはできません。

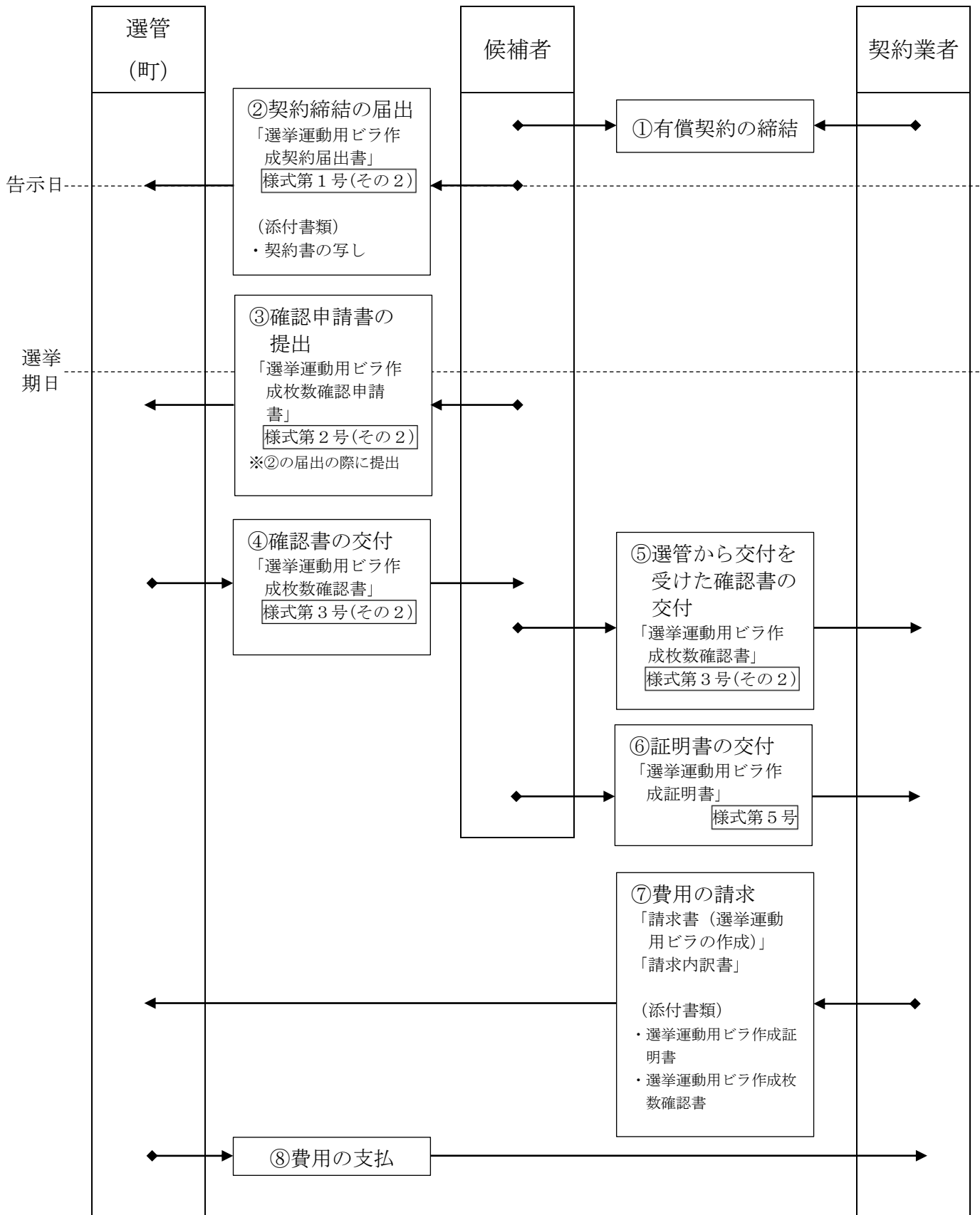
選挙運動用自動車の運転業務に実際に従事させた年月日とその日ごとの報酬の額を記載してください。

2 選挙運動用ビラの作成

- 選挙運動用ビラ作成契約届出書…様式第1号(その2)
- 選挙運動用ビラ作成枚数確認申請書…様式第2号(その2)
- (参考)選挙運動用ビラ作成枚数確認書…様式第3号(その2)
- 選挙運動用ビラ作成証明書…様式第5号

※ 書類の訂正は、捨印または二重線で訂正印により行ってください。
(押印に代えて署名による訂正もできます。)
(修正液、修正テープ等による訂正はできません。)

【選挙運動用ビラの作成公費負担手続図】



【選挙運動用ビラ作成契約届出書・記載例】

様式第1号（その2）（第1条関係）

選挙運動用ビラ作成契約届出書

告示日以降の日付

〇〇年 〇月〇〇日

清水町選挙管理委員会委員長 様

〇〇年 〇月〇〇日執行

戸籍名か通称名のどちらか一方に統一して記載してください。
なお、通称名の場合は戸籍名をカッコ書きで併記してください。

清水町議会議員（清水町長）選挙

候補者氏名 〇〇 〇〇

次のとおり選挙運動用ビラの作成契約を締結したので届け出ます。

契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契約内容		備考
		作成契約枚数	作成契約金額	
〇年〇月〇日	清水町〇〇 △△-△△ △△印刷株式会社 代表取締役 △△ △△	1,600 枚	14,080 円	単価 8円80銭 (税込)
年 月 日	契約書に記載された作成枚数、契約金額、単価を記載してください。 選挙運動用ビラ以外の印刷費用と混同しないよう注意してください。			
年 月 日		枚	円	

備考

- 1 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。
- 2 候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

【選挙運動用ビラ作成枚数申請書・記載例】

様式第2号（その2）（第2条関係）

選挙運動用ビラ作成枚数確認申請書

契約届出日以降の日付

〇〇年 〇月〇〇日

清水町選挙管理委員会委員長 様

〇〇年 〇月〇〇日執行

清水町議会議員（清水町長）選挙

候補者氏名 〇〇 〇〇

戸籍名か通称名のどちらか一方に統一して記載してください。
 なお、通称名の場合は戸籍名をカッコ書きで併記してください。

次の選挙運動用ビラ作成枚数につき、清水町議会議員及び清水町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第8条の規定による確認を受けたいので申請します。

1 契約年月日 〇〇年〇月〇〇日

実際に作成した枚数のうち確認申請をする枚数を記載します。

2 契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

清水町〇〇 △△-△△ △△印刷株式会社 代表取締役 △△ △△

3 確認申請枚数 1,600 枚

申請が1回目の場合は、0枚となります。

区 分	作成枚数	左のうち確認済み 又は確認申請枚数
前回までの累計枚数 (a)	0 枚	0 枚
今回の枚数 (b)	1,600 枚	1,600 枚
枚数合計 (a) + (b)	1,600 枚	1,600 枚
備 考		

備考

1 この申請書は、実際に作成した枚数を記載します。候補者本人の署名を捺印してください。

2 この申請書は、選挙運動用ビラ作成枚数について確認を受けるためのものです。

3 「前回までの累積枚数」には、他のビラ作成業者によって作成された枚数を含めて記載してください。

4 候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

限度枚数以内になります。
 町議会議員選挙 1,600枚
 町長選挙 5,000枚

様式第3号（その2）（第2条関係）

町選挙管理委員会が作成する書類です。
確認申請ごとに発行されます。
候補者から事業者へ必ず渡してください。

確認番号〇〇

選挙運動用ビラ作成枚数確認書

清水町議会議員及び清水町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第8条の規定に基づき、次の選挙運動用ビラ作成枚数は、同条に定める枚数の範囲内であることを確認する。

〇〇年 〇月〇〇日

清水町選挙管理委員会
委員長

印

- 1 〇〇年〇月〇〇日執行 **清水町議会議員（清水町長）選挙**
- 2 候補者の氏名 〇〇 〇〇
- 3 確認枚数 **1,600** 枚

作成枚数の累計ではなく、確認申請枚数のうち選挙管理委員会において確認された枚数が記載されます。

備考

- 1 この確認書は、選挙運動用ビラ作成枚数について確認を受けた候補者からビラ作成業者に提出してください。
- 2 この確認書を受領したビラ作成業者は、公費の支払の請求をする場合には、選挙運動用ビラ作成証明書とともに当該確認書を請求書に添付してください。
- 3 この確認書に記載された候補者について供託物を没収された場合には、ビラ作成業者は、清水町に支払を請求することはできません。

【選挙運動用ビラ証明書・記載例】

様式第5号（第4条関係）

選挙運動用ビラ作成証明書

次のとおり選挙運動用ビラを作成したものであることを証明します。

〇〇年 〇月 〇〇日 契約届出日以降の日付

〇〇年 〇月 〇〇日執行

清水町議会議員（清水町長）選挙
候補者氏名 〇〇 〇〇

戸籍名か通称名のどちらか一方に統一して記載してください。
なお、通称名の場合は戸籍名をカッコ書きで併記してください。

記

ビラ作成業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	清水町〇〇 △△-△△ △△印刷株式会社 代表取締役 △△ △△
作成枚数	1, 600 枚
作成金額	14, 080 円
備考	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px; width: fit-content;"> <p>実際に作成した枚数、金額を記載してください。</p> </div>

備考

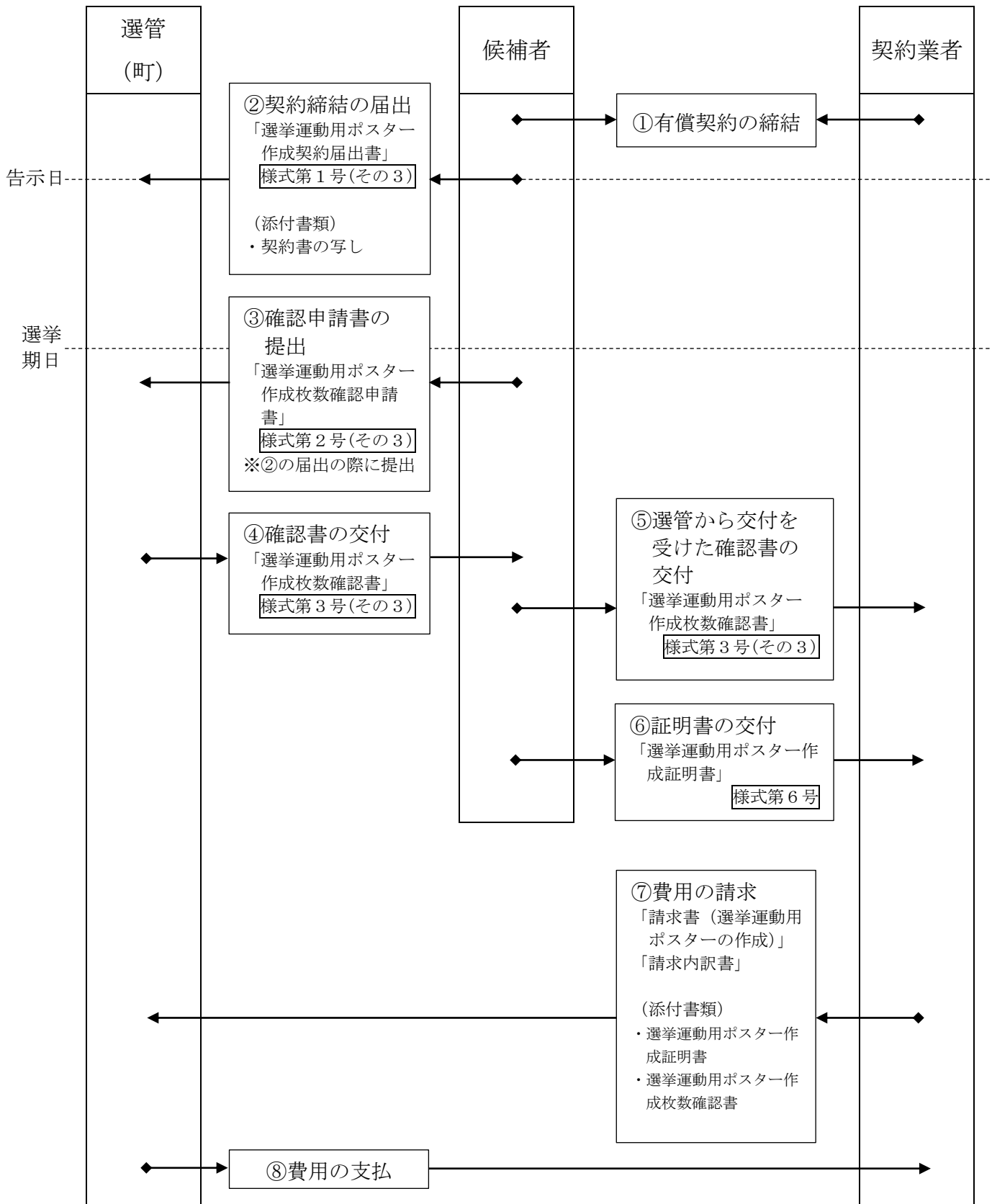
- 1 この証明書は、作成の実績に基づいて、ビラ作成業者ごとに別々に作成し、候補者からビラ作成業者に提出してください。
- 2 ビラ作成業者が清水町に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- 3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ビラ作成業者は、清水町に支払を請求することはできません。

3 選挙運動用ポスターの作成

- 選挙運動用ポスター作成契約届出書…様式第1号(その3)
- 選挙運動用ポスター作成枚数確認申請書…様式第2号(その3)
- (参考) 選挙運動用ポスター作成枚数確認書…様式第3号(その3)
- 選挙運動用ポスター作成証明書…様式第6号

※ 書類の訂正は、捨印または二重線で訂正印により行ってください。
(押印に代えて署名による訂正もできます。)
(修正液、修正テープ等による訂正はできません。)

【選挙運動用ポスターの作成公費負担手続図】



【選挙運動用ポスター作成契約届出書・記載例】

様式第1号（その3）（第1条関係）

告示日以降、最初の使用日以前の日付

選挙運動用ポスター作成契約届出書

〇〇年 〇月〇〇日

清水町選挙管理委員会委員長 様

〇〇年 〇月〇〇日執行

清水町議会議員（清水町長）選挙

候補者氏名 〇〇 〇〇

次のとおり選挙運動用ポスターの作成契約を締結し

戸籍名か通称名のどちらか一方に統一して記載してください。
なお、通称名の場合は戸籍名をカッコ書きで併記してください。

契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	作成契約枚数	作成契約金額	備考
〇年〇月〇日	清水町〇〇 △△-△△ △△印刷株式会社 代表取締役 △△ △△	100 枚	68,000 円	単価 850 円
年 月 日		公費負担の限度額枚数にかかわらず、実際の契約作成枚数を記載してください。		
年	契約は選挙運動用ポスター作成に係るもの（ポスター掲示場に掲示するためのもの）に限られます。他の費用と混同しないよう注意してください。			

備考

- 1 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。
- 2 候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

【選挙運動用ポスター確認申請書・記載例】

様式第2号（その3）（第2条関係）

選挙運動用ポスター作成枚数確認申請書

契約届出日以降の日付

〇〇年 〇月〇〇日

清水町選挙管理委員会委員長 様

〇〇年 〇月〇〇日執行

清水町議会議員（清水町長）選挙

候補者氏名 〇〇 〇〇

戸籍名か通称名のどちらか一方に統一して記載してください。
 なお、通称名の場合は戸籍名をカッコ書きで併記してください。

次の選挙運動用ポスター作成枚数につき、清水町議会議員及び清水町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第11条の規定による確認を受けたいので申請します。

1 契約年月日 〇〇年 〇月 〇日

実際に作成した枚数のうち確認申請をする枚数を記載します。

2 契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに住所を有する者にあつてはその代表者の氏名

清水町〇〇 △△-△△ △△印刷株式会社 代表取締役 △△ △△

3 確認申請枚数 100 枚

申請が1回目の場合は、0枚となります。

区 分	作成枚数	左のうち確認済み 又は確認申請枚数
前回までの累積枚数 (a)	0 枚	0 枚
今回の枚数 (b)	100 枚	63 枚
枚数合計 (a) + (b)	100 枚	63 枚
備	実際に作成した枚数を記載します。	

備考

- この申請書は、ポスター作成業者ごとに別々に候補者に出してください。
- この申請書は、選挙運動用ポスター作成枚数について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 「前回までの累積枚数」には、他のポスター作成業者によって作成された枚数を含めて記載してください。
- 候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

実際に作成した枚数のうち確認申請をする枚数を記載します。枚数は限度額以内（ポスター掲示場数）となります。

様式第3号（その3）（第2条関係）

町選挙管理委員会が作成する書類です。
 確認申請ごとに発行されます。
 候補者から事業者へ必ず渡してください。

確認番号〇〇

選挙運動用ポスター作成枚数確認書

清水町議会議員及び清水町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第11条の規定に基づき、次の選挙運動用ポスター作成枚数は、同条に定める枚数の範囲内であることを確認する。

〇〇年〇〇月〇〇日

清水町選挙管理委員会
 委員長

印

- 1 〇〇年〇〇月〇〇日執行 **清水町議会議員（清水町長）** 選挙
- 2 候補者の氏名 〇〇 〇〇
- 3 確認枚数 **63** 枚

備考

- 1 この確認書は、選挙運動用ポスター作成枚数について確認を受けた候補者からポスター作成業者に提出してください。
- 2 この確認書を受領したポスター作成業者は、公費の支払の請求をする場合には、選挙運動用ポスター証明書とともに当該確認書を請求書に添付してください。
- 3 この確認書に記載された候補者について供託物を没収された場合には、ポスター作成業者は、清水町に支払を請求することはできません。

【選挙運動用ポスター作成証明書・記載例】

様式第6号（第4条関係）

選挙運動用ポスター作成証明書

次のとおり選挙運動用ポスターを作成したものであることを証明します。

〇〇年〇〇月〇〇日

契約届出日以降の日付

〇〇年 〇月〇〇日執行

戸籍名か通称名のどちらか一方に統一して記載してください。
 なお、通称名の場合は戸籍名をカッコ書きで併記してください。

清水町議会議員（清水町長）選挙

候補者氏名 〇〇 〇〇

記

ポスター作成業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	清水町〇〇 △△-△△ △△印刷株式会社 代表取締役 △△ △△
作成枚数	100 枚
作成金額	85,000 円
当該選挙区におけるポスター掲示場数	63 箇所

備考

- この証明書は、作成のポスター作成業者に提出してください。
- ポスター作成業者が清水町に支払を請求するときは、この証明書と併せて提出してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収され、清水町に支払を請求することはできません。

実際に作成した枚数、金額を記載してください。

ポスター掲示場数を確認して記載してください。

第3 事業者等が作成する書類様式及び記載例

以下の順序で請求書及び請求内訳書の様式と記載例が編綴してあります。

それぞれ取り外して事業者等へ渡してください。

様式をコピーして使用する場合は、裏面に「請求内訳書」がありますので、必ず両面コピーをして使用してください。

- 一般運送契約（ハイヤー）
- 自動車借入れ契約（レンタル）
- 燃料供給の契約
- 運転手雇用の契約
- 選挙運動用ビラの作成
- 選挙運動用ポスターの作成

※ 書類の訂正は、捨印または二重線で訂正印により行ってください。
(修正液、修正テープ等による訂正はできません。)

ただし、金額欄については、いかなる方法でも訂正できません。
その場合は、新たな請求書又は請求内訳書を使用してください。

一般乗用旅客自動車運送事業者の方へ

公費負担制度は、候補者の選挙運動費用の一部を公費で負担する制度です。公費負担の請求は、候補者と契約をした事業者の方が行います。

請求の際には、日数、金額等の誤りがないよう十分ご確認ください。

1 一般運送契約（ハイヤー）の公費負担について

選挙運動用自動車の走行について一括した運送契約を締結した場合は、1日あたり64,500円を上限に選挙運動期間中の5日分までの範囲内で公費負担の請求ができます。

ただし、契約をした候補者が供託物を没収される場合には請求することができませんのでご注意ください。（供託物を没収される候補者には、選挙期日後、選挙管理委員会から通知されます。）

この請求は、道路運送法に定める一般乗用旅客自動車運送事業を営業者でなければすることができません。

2 公費負担の請求に必要なもの

(1) 請求書（選挙運動用自動車の使用）

契約に基づき実際に選挙運動期間中に運送した日数分を請求してください。

なお、請求ができるのは、限度額の範囲内に限られます。

書類の提出は、5月8日（月）までに町選挙管理委員会にお願いします。

(2) 請求内訳書

日ごとに実際に要した金額と基準限度額とを比較して少ない方の金額を記載してください。

(3) 選挙運動用自動車使用証明書（自動車）

候補者から渡されますので、記載内容に誤りがないかよくご確認の上、町へ請求する際に添付してください。

【ハイヤー請求書・記載例】

様式第7号（その1）（第5条関係）

請 求 書
（選挙運動用自動車の使用）

清水町議会議員及び清水町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第4条の規定により、次の金額の支払を請求します。

〇〇年〇〇月〇〇日

選挙の翌日から請求書等の提出期限までの日付

清水町長 様

法人の場合、必ず代表者印を押印してください。請求書、契約書の印は、同一のものをお願いします。

住所（所在地）
氏名（名称）

清水町〇〇 △△-△△
株式会社△△自動車 ⑩
代表取締役 △△△△

（法人にあっては、その代表者の氏名も記入する。）

記

- 1 請求金額 **280,000** 円
- 2 内 訳 別紙請求内訳書のとおり
- 3 選挙名 **〇〇年〇月〇〇日執行 清水町議会議員（清水町長）選挙**
- 4 候補者の氏名 **〇〇 〇〇**
- 5 振 込 先

金融機関名	〇〇銀行	本・支店名	〇〇支店
口座種別	当座	口座番号	〇〇〇〇〇〇〇
フリガナ	カシガイヤ △△ジドウシャ タクシヨウトリマリヤ△△△△		
口座名義	(株)△△自動車 代表取締役 △△△△		

備考

- 1 この請求書は、候補者から受領した選挙運動用自動車使用証明書（燃料代の請求の場合には、このほかに自動車燃料代確認書及び給油伝票（燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則（昭和45年運輸省令第7号）第13条第1項第4号に規定する4けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。）の写し）とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 2 候補者が供託物を没収された場合には、清水町に支払を請求することはできません。
- 3 燃料代の請求は、契約届出書に記載された選挙運動用自動車に供給したもので、自動車燃料代確認書に記載された「確認金額」の範囲内に限られています。

【ハイヤー請求内訳書・記載例】

(別紙) その1

請 求 内 訳 書

(一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約
により選挙運動用自動車を使用した場合)

使用年月日	運送金額 (ア)	基準限度額 (イ)	請求金額	備考
○年○月○日	56,000 円×1台= 56,000 円	64,500 円×1台= 64,500 円	56,000 円	
○年○月○日	56,000 円×1台= 56,000 円	64,500 円×1台= 64,500 円	56,000 円	
○年○月○日	56,000 円×1台= 56,000 円	64,500 円×1台= 64,500 円	56,000 円	
○年○月○日	56,000 円×1台= 56,000 円	64,500 円×1台= 64,500 円	56,000 円	
○年○月○日	56,000 円×1台= 56,000 円	64,500 円×1台= 64,500 円	56,000 円	
合計			280,000 円	

選挙運動用自動車として実際に使用した年月日、金額（税込）を記載してください。

運送契約の基準限度額は、1日64,500円です。

少ない方を記載

実際に要した金額（ア）と基準限度額（イ）を比較して少ない方を記載してください。

選挙運動用自動車の賃貸借契約をされた方へ

公費負担制度は、候補者の選挙運動費用の一部を公費で負担する制度です。公費負担の請求は、候補者と契約をした方が行います。請求の際には、日数、金額等の誤りがないよう十分ご確認ください。

1 選挙運動用自動車の賃貸借契約（レンタル）の公費負担について

1日当たり16,100円を上限に、**選挙運動期間中（5日間）に選挙運動用自動車として使用した借入れ金額**を請求することができます。

ただし、契約をした候補者が供託物を没収される場合には請求することができませんのでご注意ください。（供託物を没収される候補者には、選挙期日後、選挙管理委員会から通知されます。）

なお、請求ができるのは1日1台に限られます。

また、候補者と生計を一にする親族と契約をする場合には、その方が当該契約に係る業務を業として行う者でなければ公費負担の対象とはなりませんのでご注意ください。

公費負担の対象となるのは、選挙運動用自動車本体のみの借入れ代金です。

アンプ・スピーカー等のレンタル代、ルーフキャリア、看板等のレンタル代、自動車レンタカー事業者からの借入れであれば基本料金以外の免責補償料、任意保険料などの付帯料金などは、公費負担の対象にはなりません。

また、自動車本体の借入れ代金と放送設備などの自動車本体以外の費用とを合算したパック料金の場合には、車両本体の借入れ代金とそれ以外の費用とが明示された契約が必要となりますのでご注意ください。

2 公費負担の請求に必要なもの

(1) 請求書（選挙運動用自動車の使用）

契約に基づき実際に選挙運動期間中に使用した日数分を請求してください。

なお、請求ができるのは、限度額の範囲内に限られます。

書類の提出は、5月8日（月）までに町選挙管理委員会にお願いします。

(2) 請求内訳書

実際に要した車両本体のみの借入れ金額と基準限度額を比較して、少ない方の金額を請求してください。

また、請求者がレンタカー事業者の場合には、当該自動車の料金表を添付していただくようご協力願います。

(3) 選挙運動用自動車使用証明書（自動車）

候補者から渡されますので、記載内容に誤りがないかよくご確認の上、町へ請求する際に添付してください。

【レンタル請求書・記載例】

様式第7号（その1）（第5条関係）

請 求 書
（選挙運動用自動車の使用）

清水町議会議員及び清水町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第4条の規定により、次の金額の支払を請求します。

〇〇年 〇月〇〇日

選挙の翌日から請求書等の提出期限までの日付

清水町長 様

法人の場合、必ず代表者印を押印してください。請求書、契約書の印は、同一のものをお願いします。

住所（所在地）

清水町〇〇 △△-△△
株式会社△△自動車 ④
代表取締役 △△△△

氏名（名称）

（法人にあっては、その代表者の氏名も記入する。）

記

- 1 請求金額 **47,250** 円
- 2 内 訳 別紙請求内訳書のとおり
- 3 選挙名 **〇〇年〇月〇〇日執行 清水町議会議員（清水町長）選挙**
- 4 候補者の氏名 **〇〇 〇〇**
- 5 振込先

金融機関名	〇〇銀行	本・支店名	〇〇支店
口座種別	当座	口座番号	〇〇〇〇〇〇〇
フリガナ	カシガイヤ △△ジドウシャ タクソウリマリヤ△△△△		
口座名義	(株)△△自動車 代表取締役 △△△△		

備考

- 1 この請求書は、候補者から受領した選挙運動用自動車使用証明書（燃料代の請求の場合には、このほかに自動車燃料代確認書及び給油伝票（燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則（昭和45年運輸省令第7号）第13条第1項第4号に規定する4けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。）の写し）とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 2 候補者が供託物を没収された場合には、清水町に支払を請求することはできません。
- 3 燃料代の請求は、契約届出書に記載された選挙運動用自動車に供給したもので、自動車燃料代確認書に記載された「確認金額」の範囲内に限られています。

(別紙) その2 (甲)

請 求 内 訳 書

(一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約により選挙運動用自動車を使用した場合)

(1) 自動車の借入れ

使用年月日	運送金額 (ア)	基準限度額 (イ)	請求金額	備考
○年○月○日	9,450 円×1 台= 9,450 円	16,100 円×1 台= 16,100 円	9,450 円	
○年○月○日	9,450 円×1 台= 9,450 円	16,100 円×1 台= 16,100 円	9,450 円	
○年○月○日	9,450 円×1 台= 9,450 円	16,100 円×1 台= 16,100 円	9,450 円	
○年○月○日	9,450 円×1 台= 9,450 円	16,100 円×1 台= 16,100 円	9,450 円	
○年○月○日	9,450 円×1 台= 9,450 円	16,100 円×1 台= 16,100 円	9,450 円	
合計			47,250 円	

選挙運動用自動車として実際に使用した年月日、金額(税込)を記載してください。

借入れ契約の基準限度額は1日16,100円です。

金額を記載してください。

さい。

2 「請求金額」欄には、(ア) 又は (イ) のうち、いずれか少ない方を記載してください。

実際に要した金額(ア)と基準限度額(イ)を比較して少ない方を記載してください。
記載例の場合、(イ)よりも(ア)の方が金額が少ないため、(ア)の金額を記載します。

燃料供給事業者の方へ

公費負担制度は、候補者の選挙運動費用の一部を公費で負担する制度です。公費負担の請求は、候補者と契約をした燃料供給事業者の方が行います。請求の際には、数量、金額等の誤りがないよう十分ご確認ください。

1 選挙運動用自動車へ供給した燃料代の公費負担について

選挙運動期間中（5日間）に選挙運動用自動車へ給油したものについて、選挙運動用自動車燃料代確認書に記載された金額の範囲内（上限は、38,500円）で請求することができます。

ただし、契約をした候補者が供託物を没収される場合には請求することができませんのでご注意ください。（供託物を没収される候補者には、選挙期日後、選挙管理委員会から通知されます。）

また、候補者と生計を一にする親族と契約をする場合には、その方が当該契約に係る業務を業として行う者でなければ公費負担の対象とはなりませんのでご注意ください。

公費負担の請求ができるのは、選挙運動用自動車燃料代確認書に記載された選挙運動用自動車へ給油したものに限り、それ以外の自動車へ給油したものは請求できませんのでご注意ください。

2 公費負担の請求に必要なもの

(1) 請求書（選挙運動用自動車の使用）

契約に基づき実際に選挙運動用自動車へ供給したものについて請求してください。

なお、請求ができるのは、限度額の範囲内に限られます。

書類の提出は、5月8日（月）までに町選挙管理委員会にお願いします。

(2) 請求内訳書

実際に選挙運動用自動車へ供給した給油量等を、供給ごとに正確に記載してください。

(3) 選挙運動用自動車燃料代確認書

選挙管理委員会が候補者へ交付したものです。候補者から渡されますので、記載された自動車登録番号と金額等をご確認の上、町へ請求する際に添付してください。

(4) 選挙運動用自動車使用証明書（燃料）と給油伝票の写し

候補者から給油伝票の写しと併せて渡されますので、記載内容に誤りがないかよくご確認の上、町へ請求する際に添付してください。

【燃料請求書・記載例】

様式第7号（その1）（第5条関係）

請 求 書
（選挙運動用自動車の使用）

清水町議会議員及び清水町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第4条の規定により、次の金額の支払を請求します。

〇〇年 〇月〇〇日

選挙の翌日から請求書等の提出期限までの日付

清水町長 様

法人の場合、必ず代表者印を押印してください。請求書、契約書の印は、同一のものをお願いします。

住所（所在地）

清水町〇〇 △△-△△
有限会社△△石油 ⑩
代表取締役 △△△△

氏名（名称）

（法人にあっては、その代表者の氏名も記入する。）

記

- 1 請求金額 18,700 円
- 2 内 訳 別紙請求内訳書のとおり
- 3 選挙名 〇〇年〇月〇〇日執行 清水町議会議員（清水町長）選挙
- 4 候補者の氏名 〇〇 〇〇
- 5 振込先

金融機関名	〇〇銀行	本・支店名	〇〇支店
口座種別	当座	口座番号	〇〇〇〇〇〇〇
フリガナ	ユウゲンガイヤ △△セキ ヲダヒョウリツマリヤ△△△△		
口座名義	(有)△△石油 代表取締役 △△△△		

備考

- 1 この請求書は、候補者から受領した選挙運動用自動車使用証明書（燃料代の請求の場合には、このほかに自動車燃料代確認書及び給油伝票（燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則（昭和45年運輸省令第7号）第13条第1項第4号に規定する4けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。）の写し）とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 2 候補者が供託物を没収された場合には、清水町に支払を請求することはできません。
- 3 燃料代の請求は、契約届出書に記載された選挙運動用自動車に供給したもので、自動車燃料代確認書に記載された「確認金額」の範囲内に限られています。

【燃料請求書・記載例】

(別紙) その2 (乙)

請 求 内 訳 書

(一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約により選挙運動用自動車を使用した場合)

請求ができるのは、「選挙運動用自動車燃料代確認書」に記載された選挙運動用自動車に供給したものに限りま
す。ほかの自動車へ供給したものは対象となりません。

販売年月日	た選挙運動用自動車 の自動車登録番号 又は車両番号	金額 (ア)	基準限度 額 (イ)	請求金額	備考
○年○月○日	沼津○○○ わ ○○○○	187 円 × 60.0ℓ = 11,220 円			税込
○年○月○日	沼津○○○ わ ○○○○	187 円 × 40.0ℓ = 7,480 円			税込
年 月 日		円 × ℓ = 円			
年 月 日		円 × ℓ = 円			
年 月 日		円 × ℓ = 円			
年 月 日		円 × ℓ = 円			
合計		18,700 円	18,700 円	18,700 円	

実際に選挙運動用自動車に供給した金額等を記載してください。

税込、税別の別を記載してください。

「選挙運動用自動車燃料代確認書」に記載された確認金額の合計を記載してください。

備考

- 「基準限度額」の合計欄には、確認書に記載された額
- 「請求金額」欄には、(ア)の合計欄又は(イ)の合計欄に記載してください。
- 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。
- 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄及び(ア)欄は、燃料の供給を受けた日ごとに記載してください。

実際に供給した金額 (ア) と基準限度額 (イ) を比較して少ない方を記載してください。

選挙運動用自動車の運転手雇用の契約をされた方へ

公費負担制度は、候補者の選挙運動費用の一部を公費で負担する制度です。公費負担の請求は、候補者と契約をした方が行います。請求の際には、日数、金額等の誤りがないよう十分ご確認ください。

1 選挙運動用自動車の運転手雇用契約の公費負担について

1日あたり12,500円を上限に、選挙運動期間中（5日間）に選挙運動用自動車を運転したものについて請求することができます。

ただし、契約をした候補者が供託物を没収される場合には請求することができませんのでご注意ください。（供託物を没収される候補者には、選挙期日後、選挙管理委員会から通知されます。）

請求ができるのは1日1人に限られます。

また、候補者と生計を一にする親族と契約をする場合には、その方が当該契約に係る業務を業として行う者でなければ公費負担の対象とはなりませんのでご注意ください。

公費負担の対象となるのは、運転手個人と契約したものに限られます。法人又は個人事業者との契約は対象となりません。

2 公費負担の請求に必要なもの

(1) 請求書（選挙運動用自動車の使用）

契約に基づき、実際に選挙運動用自動車を運転した日数分を請求してください。

なお、請求ができるのは、限度額の範囲内に限られます。

書類の提出は、5月8日（月）までに町選挙管理委員会をお願いします。

(2) 請求内訳書

日ごとに実際に要した雇用金額と基準限度額とを比較して、少ない方の金額を記載してください。

(3) 選挙運動用自動車使用証明書（運転手）

候補者から渡されますので、記載内容に誤りがないかよくご確認の上、町へ
請求する際に添付してください。

【運転手請求書・記載例】

様式第7号（その1）（第5条関係）

請 求 書
（選挙運動用自動車の使用）

清水町議会議員及び清水町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第4条の規定により、次の金額の支払を請求します。

〇〇年 〇月〇〇日

選挙の翌日から請求書等の提出期限までの日付

清水町長 様

請求書、契約書の印は、同一のものを
お願いします。
運転手の雇用契約は、法人又は個人事業
業者との契約は対象となりません。

住所（所在地） 清水町〇〇 △△—△△

氏名（名 称） △△ △△ 印

（記入にあつては、その代表者の氏名も記入する。）

記

- 1 請求金額 47,500 円
- 2 内 訳 別紙請求内訳書のとおり
- 3 選挙名 〇〇年〇月〇〇日執行 清水町議会議員（清水町長）選挙
- 4 候補者の氏名 〇〇 〇〇
- 5 振 込 先

金融機関名	〇〇銀行	本・支店名	〇〇支店
口座種別	普通	口座番号	〇〇〇〇〇〇〇
フリガナ		△△ △△	
口座名義		△△ △△	

備考

- 1 この請求書は、候補者から受領した選挙運動用自動車使用証明書（燃料代の請求の場合には、このほかに自動車燃料代確認書及び給油伝票（燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則（昭和45年運輸省令第7号）第13条第1項第4号に規定する4けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。）の写し）とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 2 候補者が供託物を没収された場合には、清水町に支払を請求することはできません。
- 3 燃料代の請求は、契約届出書に記載された選挙運動用自動車に供給したもので、自動車燃料代確認書に記載された「確認金額」の範囲内に限られています。

【運転手請求内訳書・記載例】

(別紙) その2 (丙)

請 求 内 訳 書

(一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約により選挙運動用自動車を使用した場合)

(3) 運転手

運転手の雇用基準限度額は、
1日12,500円です。

雇用年月日	報酬 (ア)	基準限度額 (イ)	請求金額	備考
○年 ○月○日	9,500 円	12,500 円	9,500 円	
○年 ○月○日	9,500 円	12,500 円	9,500 円	
○年 ○月○日	9,500 円	12,500 円	9,500 円	
○年 ○月○日	9,500 円	12,500 円	9,500 円	
○年 ○月○日	9,500 円	12,500 円	9,500 円	
合計			47,500 円	

備考

選挙運動用自動車の運転業務に従事した年月日、その日ごとの報酬金額を記載してください。

のうち、いずれか

実際の報酬 (ア) と基準限度額 (イ) を比較して少ない方を記載してください。

選挙運動用ビラを作成された事業者の方へ

公費負担制度は、候補者の選挙運動費用の一部を公費で負担する制度です。公費負担の請求は、候補者と契約をした事業者の方が行います。

請求の際には、枚数、金額等の誤りがないよう十分ご確認ください。

1 選挙運動用ビラ作成の公費負担について

選挙運動用ビラの作成については、選挙の種類によって公費負担の請求限度額が異なります。

なお、契約をした候補者が供託物を没収される場合には請求することができませんのでご注意ください。**(供託物を没収される候補者には、選挙期日後、選挙管理委員会から通知されます。)**

公費負担の請求ができるのは、選挙運動用ビラの作成に要した費用に限られますので、他の費用と混同して請求するなどの誤りがないようご注意ください。

2 公費負担の請求に必要なもの

(1) 請求書（選挙運動用ビラの作成）

請求内訳書で計算した「請求金額」を記載してください。

なお、請求は(3)選挙運動用ビラ作成枚数確認書の「3 確認枚数」の欄に記載された枚数の範囲内の作成金額となります。

書類の提出は、5月8日（月）までに町選挙管理委員会にお願いします。

(2) 請求内訳書

請求金額は、作成金額と基準限度額の単価及び枚数を比較し、いずれも少ない方の数値で算出した金額が請求金額になります。

(3) 選挙運動用ビラ作成枚数確認書

選挙管理委員会が候補者に交付したものです。候補者から渡されますので、町へ請求する際に添付してください。

(4) 選挙運動用ビラ作成証明書

候補者から渡されますので、記載内容に誤りがないかよくご確認の上、町へ請

求する際に添付してください。

公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚数

町議会議員選挙 1,600 枚以内

町長選挙 5,000 枚以内

(2) 限度額

7 円 73 銭（単価）×確認を受けた作成枚数 = 限度額

（町議会議員選挙：限度額 12,368 円）

（町長選挙：限度額 38,650 円）

【選挙運動用ビラ請求書・記載例】

様式第7号（その2）（第5条関係）

請 求 書
（選挙運動用ビラの作成）

清水町議会議員及び清水町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第8条の規定により、次の金額の支払を請求します。

〇〇年 〇月〇〇日

選挙の翌日から請求書等の提出期限までの日付

清水町長 様

法人の場合、必ず代表者印を押印してください。請求書、契約書の印は、同一のものをお願いします。

住所（所在地）

清水町〇〇 △△-△△

氏名（名称）

△△印刷株式会社 ⑩

代表取締役 △△△△

（法人にあっては、その代表者の氏名も記入する。）

記

請求内訳書の請求金額を記載してください。選挙運動用ビラ作成費以外の費用が混同されているなど、請求に誤りがないようご注意ください。

1 請求金額 12,368 円

2 内 訳 別紙請求内訳書のとおり

3 選挙名 〇〇年〇月〇〇日執行 清水町議会議員（清水町長）選挙

4 候補者の氏名 〇〇 〇〇

5 振込先

金融機関名	〇〇銀行	本・支店名	〇〇支店
口座種別	当座	口座番号	〇〇〇〇〇〇〇
フリガナ	△△インサツブシカインヤダヒョウトリシマリヤ △△△△		
口座名義	△△印刷株式会社 代表取締役 △△△△		

備考

- この請求書は、候補者から受領した選挙運動用ビラ作成枚数確認書及び選挙運動用ビラ作成証明書とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 候補者が供託物を没収された場合には、清水町に支払を請求することはできません。

【選挙運動用ビラ請求内訳書・記載例】

(別紙)

請 求 内 訳

選挙運動用ビラ作成枚数確認書に記載された枚数を記載してください。
町議会議員：1,600枚 町長：5,000枚

契約に基づき実際に作成したビラの単価、枚数、金額を記載してください。

作成金額			基準限度額			請求金額		
単価 A	枚数 B	金額 C = A × B	単価 D	枚数 E	金額 F = D × E	単価 G	枚数 H	金額 I = G × H
円	枚	円	円	枚	円	円	枚	円
8.80	1,600	14,080	7.73	1,600	12,368	7.73	1,600	12,368

AとDを比較して少ない方を記載してください。

BとEを比較して少ない方を記載してください。

備考

- 1 E欄には、選挙運動用ビラ作成枚数確認書により確認された作成枚数を記載してください。
- 2 G欄には、A欄とD欄とを比較して少ない方の額を記載
- 3 H欄には、B欄とE欄とを比較して少ない方の枚数を記載してください。

選挙運動用ポスターを作成された事業者の方へ

公費負担制度は、候補者の選挙運動費用の一部を公費で負担する制度です。公費負担の請求は、候補者と契約をした事業者の方が行います。

請求の際には、枚数、金額等の誤りがないよう十分ご確認ください。

1 選挙運動用ポスター作成の公費負担について

選挙運動用ポスターの作成については、ポスター掲示場の数によって公費負担の請求限度額が異なります。

なお、契約をした候補者が供託物を没収される場合には請求することができませんのでご注意ください。**(供託物を没収される候補者には、選挙期日後、選挙管理委員会から通知されます。)**

公費負担の請求ができるのは、ポスター掲示場に掲示するために作成する選挙運動用ポスターに要した費用に限られますので、他の費用と混同して請求することなどの誤りがないようご注意ください。

2 公費負担の請求に必要なもの

(1) 請求書 (選挙運動用ポスターの作成)

請求内訳書で計算した「請求金額」を記載してください。

なお、請求は(3)選挙運動用ポスター作成枚数確認書の「3 確認枚数」欄に記載された枚数の範囲内の作成金額となります。

書類の提出は、5月8日(月)までに町選挙管理委員会にお願いします。

(2) 請求内訳書

請求金額は、作成金額と基準限度額の単価及び枚数を比較し、いずれも少ない方の数値で算出した金額が請求金額となります。

(3) 選挙運動用ポスター作成枚数確認書

選挙管理委員会が候補者に交付したものです。候補者から渡されますので町へ請求する際に添付してください。

(4) 選挙運動用ポスター作成証明書

候補者から渡されますので、記載内容に誤りがないかよくご確認の上、町へ請求する際に添付してください。

公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

- (1) 枚数
ポスター掲示場数（63箇所）以内
- (2) 限度額
単価×確認を受けた作成枚数
- (3) 単価の限度額
900円

【選挙運動用ポスター請求書・記載例】

様式第7号（その3）（第5条関係）

請 求 書
（選挙運動用ポスターの作成）

清水町議会議員及び清水町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第11条の規定により、次の金額の支払を請求します。

〇〇年〇〇月〇〇日

選挙の翌日から請求書等の提出期限までの日付

清水町長 様

法人の場合、必ず代表者印を押印してください。請求書、契約書の印は、同一のものをお願いします。

住所（所在地）

清水町〇〇 △△-△△

△△印刷株式会社 ⑩

氏名（名称）

代表取締役 △△△△

（法人にあっては、その代表者の氏名も記入する。）

記

請求内訳書の請求金額を記載してください。選挙運動用ポスター作成費以外の費用が混同されているなど、請求に誤りがないようご注意ください。

- 1 請求金額 53,550 円
- 2 内 訳 別紙請求内訳書のとおり
- 3 選挙名 〇〇年〇月〇〇日執行 清水町議会議員（清水町長）選挙
- 4 候補者の氏名 〇〇 〇〇
- 5 振 込 先

金融機関名	〇〇銀行	本・支店名	〇〇支店
口座種別	当座	口座番号	〇〇〇〇〇〇〇
フリガナ	△△インサツブシカインヤダヒョウトリシマリヤ △△△△		
口座名義	△△印刷株式会社 代表取締役 △△△△		

備考

- 1 この請求書は、候補者から受領した選挙運動用ポスター作成枚数確認書及び選挙運動用ポスター作成証明書とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 2 候補者が供託物を没収された場合には、清水町に支払を請求することはできません。

【選挙運動用ポスター請求書・記載例】

(別紙)

請 求 内 訳 書

契約に基づき実際に作成したポスターの単価、枚数、金額を記載してください。

選挙運動用ポスター作成枚数確認書に記載された枚数を記載してください。

ポスター 掲示場数	作成金額			基準限度額			請求金額			備考
	単価 A	枚数 B	金額 C =A×B	単価 D	枚数 E	金額 F =D×E	単価 G	枚数 H	金額 I =G×H	
箇所 63	円 850	枚 100	円 85,000	円 900	枚 63	円 56,700	円 850	枚 63	円 53,550	

AとDを比較して少ない方を記載してください。

BとEを比較して少ない方を記載してください。

備考

- 「ポスター掲示場数」の欄には、選挙運動用ポスター作成におけるポスター掲示場数を記載してください。
- E欄には、確認書により確認された作成枚数を記載してください。
- G欄には、A欄とD欄とを比較して少ない方の額を記載してください。
- H欄には、B欄とE欄とを比較して少ない方の額を記載してください。

第4 契約書の書類様式例

注意：

契約書には、定められた様式がありません。

この冊子につづられている様式は一例ですので、事業者等が通常使用している様式で必要な内容が記載されていれば、それを使用してください。

- 一般運送契約（ハイヤー）
- 自動車借入れ契約（レンタル）
- 燃料供給の契約
- 運転手雇用の契約
- 選挙運動用ビラの作成
- 選挙運動用ポスターの作成

※ 書類の訂正は、捨印または二重線で訂正印により行ってください。
（修正液、修正テープ等による訂正はできません。）
ただし、金額欄については、いかなる方法でも訂正できません。
その場合は、新たな契約書を使用してください。

契約書の記載について

公費負担制度の適用を受けようとする候補者は、その業とする者（以下「事業者」という。）との間において有償契約を締結しなければなりません。

契約書については、候補者の申込意思が書面上明示されているもので、次の内容が具備されている必要があります。

- ・ 有償契約であること。
- ・ 契約期間の記載があること。
- ・ 契約金額（内訳金額を含む。）の記載があること。
- ・ 車種、登録番号等が記載されていること。
- ・ 契約年月日の記載があること。
- ・ 候補者と一般乗用旅客自動車運送事業者との契約であること。

※ 契約書は、事業者が通常使用している様式で、上記の必要内容が記載されているものがあれば、それを使用してください。



収入印紙
200 円

選挙運動用自動車運送契約書

_____選挙候補者_____（以下「甲」という。）と_____（以下「乙」という。）は、選挙運動用自動車の運送について次のとおり契約を締結する。

- 1 使用目的 公職選挙法第 141 条の規定に基づき、選挙運動のために使用
- 2 車種及び登録番号
- 3 台数 1 台
- 4 借入れ期間 年 月 日から 年 月 日まで 日間
- 5 契約金額 円（税込）（内訳 1 日 円× 日間）
- 6 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、乙は、清水町議会議員及び清水町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき清水町に請求するものとし、甲はこれに必要な手続を遅滞なく行わなければならない。

なお、清水町に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第 93 条（公職の候補者に係る供託物の没収）の規定に該当した場合は、乙は清水町に請求ができない。この場合、乙は甲に契約金額の全額を請求し、甲は遅滞なく支払うものとする。

- 7 本契約に規定なき事項については、法令に従い甲乙協議の上、これを決定する。

年 月 日

甲 _____選挙候補者

住 所

氏 名

Ⓜ

乙

住 所

名 称

代表者

Ⓜ



選挙運動用自動車賃貸借契約書

_____選挙候補者_____（以下「甲」という。）と_____（以下「乙」という。）は、選挙運動用自動車の賃貸借について次のとおり契約を締結する。

- 1 使用目的 公職選挙法第 141 条の規定に基づき、選挙運動のために使用
- 2 車種及び登録番号
- 3 台数 1 台
- 4 借入れ期間 年 月 日から 年 月 日まで 日間
- 5 契約金額 円（税込）（内訳 1 日 円× 日間）
- 6 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、乙は、清水町議会議員及び清水町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき清水町に請求するものとし、甲はこれに必要な手続を遅滞なく行わなければならない。

なお、清水町に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第 93 条（公職の候補者に係る供託物の没収）の規定に該当した場合は、乙は清水町に請求ができない。この場合、乙は甲に契約金額の全額を請求し、甲は遅滞なく支払うものとする。

- 7 本契約に規定なき事項については、法令に従い甲乙協議の上、これを決定する。

年 月 日

甲 _____選挙候補者

住 所

氏 名

Ⓜ

乙

住 所

名 称

代表者

Ⓜ



選挙運動用自動車燃料供給契約書

_____選挙候補者_____（以下「甲」という。）と_____（以下「乙」という。）は、選挙運動用自動車の燃料供給について次のとおり契約を締結する。

- 1 供給する期間 _____年 月 日から _____年 月 日まで
- 2 供給場所 所在地 _____
名称 _____

3 供給を受ける自動車の登録番号 _____

- 4 金額
単価1リットル当たり _____円とし、期間中の供給総量に単価を乗じた金額

5 請求及び支払
この契約に基づく契約金額については、乙は、清水町議会議員及び清水町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき清水町に請求するものとし、甲はこれに必要な手続を遅滞なく行わなければならない。

なお、清水町に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第93条（公職の候補者に係る供託物の没収）の規定に該当した場合は、乙は清水町に請求ができない。この場合、乙は甲に契約金額の全額を請求し、甲は遅滞なく支払うものとする。

- 6 本契約に規定なき事項については、法令に従い甲乙協議の上、これを決定する。

年 月 日

甲 _____選挙候補者

住所

氏名

Ⓜ

乙

住所

名称

代表者

Ⓜ



収入印紙
200 円

選挙運動用自動車運転契約書

_____選挙候補者_____ (以下「甲」という。) と _____ (以下「乙」という。) は、選挙運動用自動車の運転について次のとおり契約を締結する。

- 1 運転する期間 _____年 _____月 _____日から _____年 _____月 _____日まで _____日間
原則として _____時 _____分から _____時 _____分まで
- 2 契約金額 _____円 (1日につき _____円)
- 3 運転する自動車の車種及び登録番号 _____
- 4 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、乙は、清水町議会議員及び清水町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき清水町に請求するものとし、甲はこれに必要な手続を遅滞なく行わなければならない。

なお、清水町に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第93条（公職の候補者に係る供託物の没収）の規定に該当した場合は、乙は清水町に請求ができない。この場合、乙は甲に契約金額の全額を請求し、甲は遅滞なく支払うものとする。

- 6 本契約に規定なき事項については、法令に従い甲乙協議の上、これを決定する。

年 月 日

甲 _____選挙候補者

住 所

氏 名

Ⓜ

乙

住 所

氏 名

Ⓜ



収入印紙
200 円

選挙運動用ビラ作成契約書

_____選挙候補者_____ (以下「甲」という。) と _____ (以下「乙」という。) は、印刷物の作成について次のとおり契約を締結する。

- 1 品名、規格 公職選挙法第 142 条に定めるビラ
- 2 数量 _____ 枚
- 3 契約金額 _____ 円 (単価 _____ 円 _____ 銭)
- 4 納入期限 _____ 年 _____ 月 _____ 日
- 5 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、乙は、清水町議会議員及び清水町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき清水町に請求するものとし、甲はこれに必要な手続を遅滞なく行わなければならない。

なお、清水町に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第 93 条（公職の候補者に係る供託物の没収）の規定に該当した場合は、乙は清水町に請求ができない。この場合、乙は甲に契約金額の全額を請求し、甲は遅滞なく支払うものとする。

- 6 本契約に規定なき事項については、法令に従い甲乙協議の上、これを決定する。

年 月 日

甲 _____選挙候補者

住 所

氏 名 Ⓜ

乙

住 所

名 称 Ⓜ

代表者



収入印紙
200 円

選挙運動用ポスター作成契約書

_____選挙候補者_____ (以下「甲」という。) と _____ (以下「乙」という。) は、印刷物の作成について次のとおり契約を締結する。

- 1 品名、規格 公職選挙法第 143 条第 1 項第 5 号に定めるポスター
- 2 数量 _____ 枚
- 3 契約金額 _____ 円 (単価 _____ 円)
- 4 納入期限 _____ 年 _____ 月 _____ 日
- 5 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、乙は、清水町議会議員及び清水町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき清水町に請求するものとし、甲はこれに必要な手続を遅滞なく行わなければならない。

なお、清水町に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第 93 条（公職の候補者に係る供託物の没収）の規定に該当した場合は、乙は清水町に請求ができない。この場合、乙は甲に契約金額の全額を請求し、甲は遅滞なく支払うものとする。

- 6 本契約に規定なき事項については、法令に従い甲乙協議の上、これを決定する。

年 月 日

甲 _____選挙候補者

住 所

氏 名

Ⓜ

乙

住 所

名 称

代表者

Ⓜ

第5 公費負担に関するQ & A

- 共通
- 一般運送契約（ハイヤー）
- 自動車借入れ契約（レンタル）
- 燃料供給の契約
- 運転手雇用の契約
- 選挙運動用ビラの作成
- 選挙運動用ポスターの作成

【 1 共通】

Q 1 契約の締結にあたり、条例で決まっている上限金額で契約しようと考えていますが、問題がありますか？

A 1 条例は、あくまで公費負担の上限額を定めたものであり、契約金額は、契約当事者の合意により定められるものです。

この制度は、候補者の選挙運動費用を公費で負担するものであるため、契約内容（金額や数量等）の妥当性について説明できるように、適正な契約を行っていただく必要があります。

Q 2 公費負担制度は、実際に要した費用に関係なく、定額で負担してもらえる制度ですか？

A 2 この制度は、条例で定める上限額の範囲内で、実際に要した費用を負担するものであり、定額負担ではありません。

実際に要した費用が上限を超えている場合は上限額までを、上限額に満たない場合は実際に要した費用を、それぞれ公費負担します。

Q 3 公費負担制度において、事業者への支払いはどのように行われますか？

A 3 選挙期日後、事業者が請求書等の必要書類を町へ提出し、その請求に基づき、町から事業者へ支払いを行います。事業者から町へ請求できる公費負担の限度額は条例で定められており、限度額を超えた分は、候補者へ請求されます。

なお、供託物を没収される候補者は公費負担の対象となりませんので、その場合は候補者に対し全額を請求するよう事業者へご説明ください。

Q 4 公費負担制度を利用する場合、必ず契約書を作成する必要がありますか？

A 4 契約の締結を証する書面の作成が必要です。必ずしも契約書という名称を有する書類に限られませんが、有償契約である以上、契約当事者、契約内容等が明らかにされている書面である必要があります。

Q 5 立候補届出に際して、選挙管理委員会に（届出後直ちに）提出すべき書類はどのようなものですか？

A 5 立候補届出前に契約したときは、立候補届出後直ちに契約届出書及び契約書等の写しを提出してください。個別の手續において、直ちに提出いただく書類は次のとおりです。

- ・選挙運動用自動車の使用（ハイヤー、レンタル、燃料供給、運転手雇用）
→ 契約届出書、契約書等の写し
 ※ 燃料供給に係る確認申請書は、選挙運動期間中の全ての給油量、金額が確定してからの提出で構いません。
- ・選挙運動用ビラ、選挙運動用ポスターの作成
→ 契約届出書、契約書等の写し、確認申請書（すでに納品されている場合）
 なお、これらの書類については、可能な限りあらかじめ原案を作成いただき、立候補届出書類等の事前審査の際に提示いただくようお願いいたします。

Q 6 使用（作成）証明書を事業者に交付するのは、選挙管理委員会に契約届出書を提出した後、すぐに行うべきですか？

A 6 使用（作成）証明書は、いずれも契約履行の実績に基づき作成するものなので、それぞれの契約履行後に行ってください。

なお、使用（作成）証明書は、事業者が町に費用の請求する際必要となりますので、候補者は契約履行後速やかに作成し、事業者に交付してください。

【2 選挙運動用自動車の借入れ】

Q 1 公費負担の対象となるのはどのような自動車ですか？

A 1 主として選挙運動のために使用され、選挙管理委員会が交付する表示をした車両です。使用できる台数は、候補者1人につき1台です。

Q 2 選挙運動用自動車として2台借りることはできますか？この場合、2台とも公費負担の対象となりますか？

A 2 公費負担の対象は、選挙運動用自動車1台分です。

なお、選挙運動用自動車として使用できる車両は、候補者1人につき1台に限られます。

Q 3 選挙運動用自動車として1台、事務所の連絡用として1台借りる予定ですが、2台とも公費負担の対象となりますか？

A 3 公費負担の対象となるのは、選挙運動用自動車1台分のみです。

Q 4 レンタカー事業者が選挙運動用の看板やスピーカーの取り付けを行い、その費用も含めてレンタル代金として契約した場合、この代金は全て公費負担の対象となりますか？

A 4 車両本体のみが公費負担の対象であるため、車両本体以外の看板やスピーカー等に係る付帯料金は対象となりません。

車両本体以外の費用が含まれているのであれば、車両本体とそれ以外の費用とを明示した有償契約をする必要があります。契約書に記載できない場合は、見積書の契約内容の内訳明細書など、内訳がわかる書類が必要となります。

Q 5 選挙運動期間前から借り入れたいのですが、その期間を含めたレンタル代金を公費負担請求することはできますか？

A 5 公費負担の対象期間は、立候補届出日から選挙期日の前日までの選挙運動期間であるため、選挙運動期間前の借入金分は公費負担の対象外です。なお、無投票の場合は、立候補届出日の1日分が公費負担の対象期間となります。

Q 6 選挙運動期間の前後の期間を含めて選挙運動用自動車の借り入れる場合、契約書に記載する契約期間はどのように記載したらよいですか？

A 6 選挙運動用自動車の借入れに関する契約書に記載する契約期間は、契約時に定めた借入期間を記載してください。

選挙運動期間の前後を含めて借入れ契約をする場合は、その契約期間を記載することとなります。

なお、公費負担の対象期間は選挙運動期間に限られているため、選挙運動期間の前後に係る借入れ代金は公費負担の対象外となります。

Q 7 選挙運動用自動車を下記のように借り入れた場合、公費負担の対象となる金額はどのようになりますか？

日付				告示日					選挙期日	
選挙運動期間 5日間				← 選挙運動期間 →						
借入れ期間 (有償契約期間) 14日間	← 実際の借入れ期間 →									
借入れ金額 (基本料金)	15,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000

A 7 選挙運動期間中（告示日から投票日の前日まで）に選挙運動用自動車として実際に使用した各日の借入れ金額の合計金額 50,000 円（10,000 円×5日間）となります。

Q 8 選挙運動用自動車を次のように月極契約で借り入れた場合、公費負担の対象となる金額はどのようになりますか？

期間・・・1か月（30日間） 契約金額・・・150,000円

A 8 1か月の契約金額における1日あたりの金額 5,000 円（150,000 円÷30日）に選挙運動期間の日数を乗じた金額 25,000 円（5,000 円×5日）となります。

Q 9 自分の親族の自動車を借りて選挙運動用自動車として使用した場合、契約を締結していれば公費負担の請求をすることはできますか？

A 9 生計を一にする親族から借りる場合は、公費負担の対象となりません。ただし、その親族がレンタカー業を営んでいる場合は公費負担の対象となります。

なお、親族とは、6親等内の血族、配偶者、3親等内の姻族をいいます。

Q10 レンタカー事業者と選挙運動用自動車の借入れ契約を締結した場合、事業者が請求時に当該自動車の料金表を添付することとなっていますが、通常のレンタル料金より割高となる契約は許容されませんか？

A10 選挙運動用自動車という特殊な車両であること、契約に係る書類の作成業務が生じること等、通常の自動車借入れ契約と事情が異なるため、候補者と事業者の双方で合意がなされていれば、通常のレンタルより料金が割高になることをもって直ちに許容されないものではありません。

ただし、この制度は、候補者の選挙運動費用を公費で負担するものであるため、契約内容（金額や借入期間等）の妥当性について説明できるように、適正な契約を行っていただく必要があります。

Q11 自動車の借入れ、燃料の供給、運転手の雇用に係る公費負担は、重ねて利用することが出来ますか？

A11 それぞれ別の公費負担として、組み合わせて公費負担の対象とすることが出来ます。

ただし、これら全てを同一の事業者と一括で契約する場合は、一般運送契約となるため、契約の相手方は一般常用旅客自動車運送事業を営業者に限られます。

【3 燃料の供給】

Q 1 選挙運動用自動車に使用した燃料は全て公費負担の対象となりますか？

A 1 選挙運動期間中、選挙運動用自動車 1 台に給油した燃料代が公費負担の対象となります。公費負担額は、選挙運動期間中に給油した燃料代の総額と限度額 38,500 円(7,700 円に選挙運動期間の日数 5 日間を乗じて得た金額)を比較して、いずれか低い方の金額となります。

Q 2 選挙事務所の業務用自動車の燃料も公費負担の対象となりますか？

A 2 対象外です。公費負担の対象は、選挙運動用自動車 1 台の燃料に限ります。

Q 3 2 社以上のガソリンスタンドで給油した場合、2 社とも公費負担の請求をすることはできますか？

A 3 いずれの事業者との間にも燃料供給契約を締結していれば請求できます。ただし、2 社合わせた金額について限度額の範囲内で公費負担を受けることができます。

Q 4 燃料補給は選挙運動期間中に何度も行いますが、給油量、給油金額の記録はどのようにすればよいですか？

A 4 公費負担請求時に給油伝票の写しの添付が必要となるため、必ず選挙運動用自動車に給油した際に受け取った給油伝票を保管しておいてください。

なお、給油伝票には、①給油日、②給油量、③車番（登録番号）、④給油金額が記載されていることが必要です。

Q 5 ガソリンスタンドの給油伝票を紛失した場合や給油伝票に自動車登録番号の記載がない場合には、公費負担の請求はできませんか？

A 5 給油伝票の写しがない場合や給油伝票に自動車登録番号が記載されていない場合には請求できません。紛失の場合には給油伝票の再発行を依頼してください。

なお、給油伝票に自動車登録番号が印字できないときは、事業者が手書きで記入したものでも構いません。

【4 運転手の雇用】

Q 1 契約した運転手に、選挙運動用自動車以外の自動車についても運転してもらう場合、この運転手の雇用費用は全額公費負担の対象となりますか？

A 1 運転手が実際に選挙運動用自動車を運転した日が公費負担の対象となります。契約を締結している場合でも、選挙運動用自動車を運転していない日は、公費負担の対象とはなりません。

Q 2 選挙運動期間以外の期間を含めて運転手の雇用契約をする場合、選挙運動期間以外の期間についても公費負担の対象となりますか？

A 2 選挙期間中の運転のみ公費負担の対象となります。選挙運動期間以外の運転は対象なりません。

Q 3 選挙運動期間中、複数の運転手と契約する場合は、公費負担の対象となりますか？

A 3 公費負担の対象は、1日当たり運転手1人です。同一日に運転業務が重ならない場合は、各々が公費負担の対象となります。同一日に複数の運転手が業務につく場合は、候補者が指定するいずれか1人の運転手のみ公費負担の対象となります。

Q 4 契約した運転手の宿泊代は、公費負担の対象となりますか？

A 4 運転手が選挙運動期間中に選挙運動用自動車の運転をした場合に、その勤務に対し支払う報酬が公費負担の対象となります。よって、契約に基づく運転業務の報酬以外に支出した経費（宿泊代等）は公費負担の対象なりません。

Q 5 人材派遣事業者と運転手派遣契約を結び、公費負担の請求をすることはできますか？

A 5 法人又は個人事業者との運転手派遣契約は、公費負担の対象とはなりません。実際に派遣される運転手一人ひとりと個々に雇用契約をしてください。

【5 選挙運動用ビラの作成】

Q 1 公費負担の対象となる選挙運動用ビラはどのようなビラですか？

A 1 公職選挙法第 142 条に規定するビラが公費負担の対象となります。

Q 2 選挙運動用ビラと選挙運動用ポスターを一括発注した場合、デザイン料や写真撮影費はどのように請求すればよいですか？

A 2 例えば、双方の作成枚数を用いて、デザイン料を按分するなどの方法が考えられますが、いずれにしても、契約当事者間において、合理的に説明できる方法で、公費負担の対象経費と対象外経費を明確に区分することが必要です。
なお、このようなことを避けるため、個別に契約することをお勧めします。

Q 3 選挙運動用ビラと選挙運動用ポスターを一括発注し、まとめて一つの契約書で契約した場合、書類の届出はどのようになりますか？

A 3 選挙運動用ビラと選挙運動用ポスターそれぞれの契約届出書に、同一の契約書の写しを添付してください。ただし、契約書には、それぞれの作成金額の内訳が明記されている必要があります。

Q 4 印刷通販業者（ネット印刷）を利用して選挙運動用ビラを作成した場合、公費負担の対象となりますか？

A 4 契約届出書に契約書の写しを添付する必要がありますので、印刷通販業者との間で契約書の取り交わしを行ってください。

Q 5 選挙運動用ビラには規格や制約などはありますか？

A 5 公職選挙法第 142 条に規定されています。

枚数 議員選挙 1,600 枚 町長選挙 5,000 枚

種類 2 種類以内

規格 29.7 cm×21 cm（A 4 サイズ）以内

記載内容等 ・頒布責任者と印刷者の氏名及び住所を記載すること。
・町選挙管理委員会が交付する証紙を貼ること。

【6 選挙運動用ポスターの作成】

Q 1 公費負担の対象となる選挙運動用ポスターとはどのようなポスターですか？

A 1 公職選挙法第 143 条第 1 項第 5 号に規定するポスターの掲示場に掲示するポスターが公費負担の対象となります。

Q 2 ポスター作成に関するどのような費用が公費負担の対象となりますか？

A 2 ポスター作成業者とポスター作成契約を締結して、選挙運動用ポスターを作成した場合は、その作成に要した費用が公費負担の対象となります。ただし、金額と作成枚数に上限があります。

例えば、印刷費の他にデザイン料、写真撮影費などが考えられます。

Q 3 選挙運動用ポスターと併せて、選挙運動用通常葉書も一括で印刷してもらった場合、公費負担の対象となりますか？

A 3 選挙運動用ポスターのみが公費負担の対象となるため、通常葉書の印刷費用は対象となりません。

Q 4 選挙運動用ポスターと選挙期間前のイベントのポスターを一括発注した場合、デザイン料や写真撮影費はどのように請求すればよいですか？

A 4 例えば、同様のデザインで、ポスターのサイズ等の規格が同じである場合、双方のポスターの作成枚数を用いて、デザイン料を按分するなどの方法が考えられますが、本件のような場合、契約当事者間において、合理的に説明できる方法で、公費負担の対象経費と対象外経費を明確に区分することが必要となります。

なお、このようなことを避けるため、個別に契約することをお勧めします。

Q 5 政党や政治団体の印刷機で選挙運動用ポスターを作成した場合、公費負担の請求はできますか？

A 5 選挙運動用ポスターの作成金額の公費負担は、その作成を業とする者との間において有償契約をすることとされており、政党や政治団体の印刷機で作成したものは請求できません。